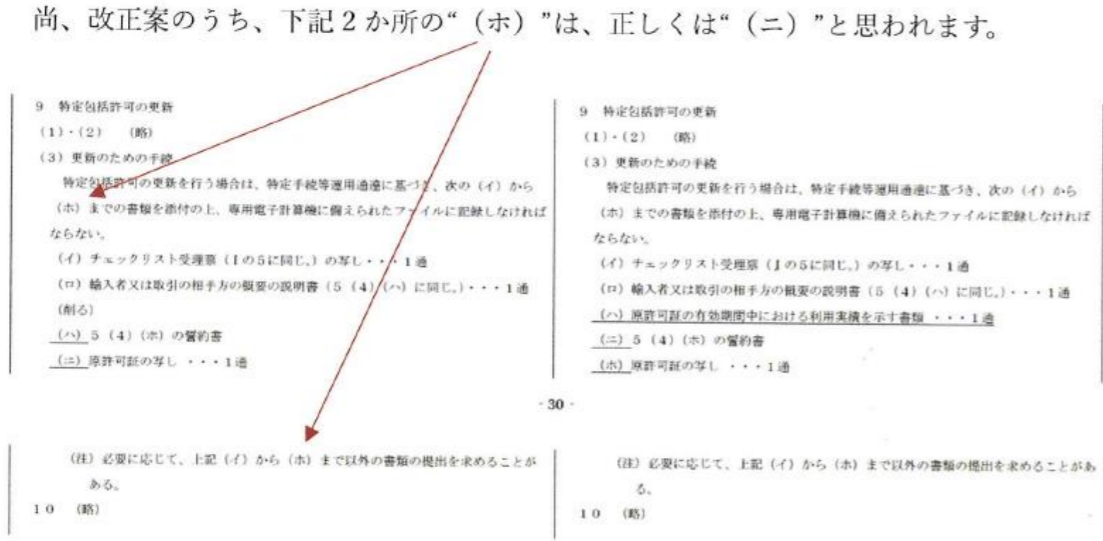


No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	<p>・貨物等省令 第6条1号ヨ は5月28日に施行されたばかりです。 なぜ、こんなに早く改正されることになったのか。 その理由、背景は何だったのでしょうか。</p> <p>・貨物等省令 第6条1号ヨは、日本独自にするのではなく、国際協調による規制に合わせ現時点でオープンになっている米国EARのECCN 3A090に揃えるのが、該非判定情報の取得等の効率化、海外の設計・開発部門への説明等が不要となり、該非判定の間違いがなくなり、安全保障輸出管理部門の負荷削減になり、法律順守、管理の徹底が図れるのではないのでしょうか。</p> <p>・貨物等省令 第6条1号ヨに登場する「デジタルプロセッサユニット」の定義を「輸出令別表第1の解釈」に追加してください。</p> <p>・最近2回実施された法令改正の説明会は説明をして終わりです。質問を受け付けていません。 1 重要・新興技術に関連する品目の追加等 2 補完的輸出規制の見直し 今回は説明会で必ず質問を受け付けて（メールで構いません）、速やかに回答をしてHPで公開するようにしてください。</p>	<p>・貨物等省令第6条第1号ヨについて 輸出管理については不断に見直しを行っているところ、ご質問・ご提案の点については、責任ある技術保有国として、国際的な状況も踏まえ、重要・新興技術の軍事転用を防止するため、必要な改正を行うものです。また、既にいくつもの国が同様の措置を講じていることを確認しており、この措置は国際的にも調和のとれたものであり、企業にとっての公正な競争環境も確保されているものと認識しています。 また、「デジタルプロセッサユニット」の定義を解釈に追加すべきとのご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>・説明会について ご指摘の先般の改正については、安全保障貿易管理のHPにて動画の説明があります。 ① <a href="https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law09-2.html#250328">https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law09-2.html#250328</a> ② <a href="https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law09-2.html#250409">https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law09-2.html#250409</a> また、不明な点などご質問がございましたら以下メールアドレスまでお問合せいただけますようお願いいたします。 MAIL: <a href="mailto:bzl-qgcbh@meti.go.jp">bzl-qgcbh@meti.go.jp</a> なお、今回の改正案についても、施行までに説明動画を掲載し、ご質問を随時受け付けます。</p>
2	<p><b>【国民主権に基づく、輸出貿易管理令の一部改正案に対する意見】</b></p> <p>本件に関するパブリック・コメントの機会に感謝する。</p> <p>本改正案における「うなぎの稚魚」の輸出管理強化は、国民の財産である天然資源を守るための措置として、その趣旨を理解し、支持する。</p> <p>しかし、本改正案の真の目的は、AI、導体、ソフトウェア、バイオ、宇宙といった日本の未来を左右する重要技術の管理であり、この本質的な部分が国民への説明なく進められていることに対し、強く異議を唱える。</p> <p>新旧対照表には、AI開発に不可欠な高性能導体について「合計処理性能（TPP）が600以上」という具体的な数値基準が明記されているが、この基準は、日本のAI開発の方向性を事実上決定づけるものであり、日本の技術主権が外資や特定の国益に左右されているのではないかと強い疑念を抱かざるを得ない。</p> <p>よって、国民の主権行使者として、政府に対し以下の点を速やかに実行するよう指示する。</p> <p>1. 改正案の全貌を国民に開示せよ 国民の目を「うなぎ」に逸らすことなく、本改正案が日本の将来の経済安全保障と技術主権に与える影響を、国民が理解できる形で詳細に開示すること。 これは不透明さを赦さないはずの議員の義務である。</p> <p>2. 基準設定の根拠を説明せよ 「合計処理性能（TPP）」をはじめとする技術基準が、いかなる科学的・外交的根拠に基づき、どのような経緯で決定されたのか、その全貌を国民に対し、速やかに明確かつ納得のいく説明を行うこと。</p> <p>国の安全保障と技術のあり方を決定する最終的な権限は、日本国憲法前文および第1条に規定される通り、主権者である国民に存する。 本件は、未来の世代に主権と尊厳を引き継ぐための最低限の防衛設計であり、政府が本指示を真摯に受け止め、行動することを指示する。</p>	<p>1. について これまでも改正案が施行された際は、その内容を安全保障貿易管理のHPに掲載をしております。本改正も同様の対応をいたします。 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html">https://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html</a></p> <p>2. について 国際輸出管理レジーム等における議論を踏まえたものです。国際輸出管理レジーム等における議論については、外交上のやり取りであるため、お答えは差し控えさせていただきます。</p>
3	<p>国際レジーム規制品目と日本独自規制品目を参考資料等で構わないので、何らかの形で分かるようにして頂きたい。</p>	<p>国際輸出管理レジームで追加・見直しが合意されたもののほか、国際輸出管理レジームでの議論を踏まえ、技術的議論が成熟した品目として、多くの国が管理対象とすべきであるという共通認識を形成し、我が国もそれに基づき措置を講じるものがあります。頂いたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
4	<p>消毒の定義について、微生物の数を減らすだけでこれに当たるとするのは、広すぎるのではないかと潜在的な微生物の伝染能力を破壊することも要件とすべきである。</p>	<p>今回のご指摘の点に対する改正の趣旨は、高裁判決の内容を踏まえ、国際輸出管理レジーム（この場合オーストラリア・グループ（AG））で定められた合意内容を分かりやすく反映するための改正です。AGの共通管理リストの中で、「消毒」は「クロスフローろ過用の装置」にのみ定義が存在しています。その箇所の記述においては、潜在的な微生物の伝染能力を破壊することについて触れていないため、現行の文案となっています。</p> <p>なお、一般的に「消毒」とは、感染症を惹起し得ない水準にまで病原微生物の数を減少させることを指すと考えられますが、AG合意文書にその定義は示されていないこともあり、産業界等とも相談の上、Q&amp;A等に掲載検討を行います。</p>
5	<p>1 包括取扱要領について 特一の「返送の輸出」において、その範囲を2 イで「本邦から輸出された貨物の評価、検査、修理又は交換」としているが、修理と交換については、無償告示に明記されていることより、特一が使用できず無償告示が優先されます。誤解を生じさせる表記（実際、誤認している輸出者がいるのでは。）ですので、訂正が適切です。</p> <p>2 運用通達について 10月9日施行より16項（1）と16項（2）が創設されます。にもかかわらず、運用通達の別表第3 1-5-3 輸出貿易管理令の蘭において、「輸出貨物が輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に該当する場合にあっては、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載する。ただし、輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物にあっては、「16項」と記載する。」とされたままで、16項後の括弧記載が不要とされてしまっています。1項から15項と同じ扱いが適切であり、括弧書きは税関職員においても輸出申告におけるHSコードの齟齬がないかの確認ができる機会に資するものであります。</p>	<p>1について 包括許可取扱要領Ⅱ4（1）②イで対象としているものは、「本邦から輸出された貨物が組み込まれた他の貨物を含む。」という点で、輸出令第4条第1項第二号のホ及びヘを受けて無償告示で対象としているものとは範囲が異なります。輸出令第4条において許可の対象外と規定される貨物の輸出については当該規定が優先適用されるため、包括許可の対象外となります。</p> <p>2について 運用通達の当該部分（別表第3 1—5—3）は、10月9日の施行からただし書きが削除されます。これにより、16項は（1）又は（2）の記載が必要になります。 参考（10/86ページ）：<a href="https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/20250409_tutatu.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/20250409_tutatu.pdf</a></p>
6	<p>特にありません</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
7	<p>・今回の法改正には、ワッセナーの改正を反映した一部の項番の更新が含まれているようですが、こちらについてこのタイミングで改正を施行する理由や具体的な改正内容等の説明を別途行っていただきますよう、お願いします</p> <p>・キャッチオール規制改正である10/9の施行に合わせてすべての改正内容を施行するとなりますと10/3の意見締め切りから施行まで日数がなく、リスト規制項目については項目別対比表やパラメータシート等判定エビデンス資料の更新が急すぎるため、対応が困難になる可能性がありますので、施行までには2ヶ月ほど猶予期間を設けて対応可能な日程の提示をお願いします</p>	<p>輸出管理については不断に見直しを行っているところ、責任ある技術保有国として、国際的な状況も踏まえ、重要・新興技術の軍事転用を防止するため、必要な改正を行うものです。また、改正を行った場合、前回同様に施行までの間に説明動画を安全保障貿易管理HPに掲載し、ご質問を随時受け付けます。</p> <p>今回の改正のうち、国際輸出管理レジーム合意に基づく改正等に係る箇所については、一部を除き公布の日から起算して3月を経過した日から施行します。</p>
8	<p>国際輸出管理レジームの合意及び責任ある技術保有国として、国際的な状況を踏まえた改正について法令なのでから文言も重要ですが、今回の場合はその解釈が問題だったように思います。運用についても詳細な情報を公開していただきたいと思います。</p>	<p>国際輸出管理レジームで定められた合意内容を分かりやすく貨物等省令、運用通達等へ反映するように務めます。また、必要に応じてQ&amp;A等でもお知らせをまいります。</p>
9	<p>熱活性化遅延蛍光特性有機エレクトロルミネセンスディスプレイの製造に用いられる正孔輸送性材料を輸出しているが、弊社の正孔輸送性材料は、熱活性化遅延蛍光特性を有する材料ではないことから官民対話スキームに係る対象技術ではないと思料。 正否についてご教示いただきたい。</p>	<p>措置の報告の対象は、技術提供に係る取引であり、貨物の輸出は報告の対象にはなりません。また、正孔輸送性材料であっても、熱活性化遅延蛍光特性を有する場合には、その設計又は製造に係る技術を提供する取引については、本措置の報告の対象となります。</p>
10	<p>・ 該当箇所 貨物等省令第6条第十の二号について。 ・ 意見内容 「一つ以上のユーザー構成可能なフィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだ」モジュールを複数台組み合わせて、セット品として販売する装置があります。この装置の集計ルックアップテーブル入力数は、以下のいずれの方法により判定すればよろしいでしょうか。 ① 各モジュールの入力数を合算したもので判定する。 ② 集計ルックアップテーブル入力数が最大となるモジュールの入力数で判定する。 ③ 上記とは別の方法で判定する。 販売する装置のイメージは以下となります。（例：制御装置） ・ 赤枠で囲った箇所が1つの販売単位となります。 ・ 各モジュールは単体でも販売されるため物理的に独立していますが、接続して1つのユニットとして構成されます。 ・ 各モジュールにはFPLDが組み込まれています。</p>	<p>②の方法により、解釈してください。なお、No. 15、41の回答もご参照ください。</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方					
	<table border="1" data-bbox="192 220 421 823"> <tr> <td>メ イン モ ジ ユ ー ル ( F P L D 組 込 )</td> <td>通 信 モ ジ ユ ー ル ( F P L D 組 込 )</td> <td>コ ン ト ロ ー ル モ ジ ユ ー ル ( F P L D 組 込 )</td> <td>イ ン タ フ ェ ー ス モ ジ ユ ー ル ( F P L D 組 込 )</td> <td>電 源 モ ジ ユ ー ル ( F P L D 組 込 )</td> </tr> </table> <p>・理由 規制仕様を明確にするため。</p>	メ イン モ ジ ユ ー ル ( F P L D 組 込 )	通 信 モ ジ ユ ー ル ( F P L D 組 込 )	コ ン ト ロ ー ル モ ジ ユ ー ル ( F P L D 組 込 )	イ ン タ フ ェ ー ス モ ジ ユ ー ル ( F P L D 組 込 )	電 源 モ ジ ユ ー ル ( F P L D 組 込 )	
メ イン モ ジ ユ ー ル ( F P L D 組 込 )	通 信 モ ジ ユ ー ル ( F P L D 組 込 )	コ ン ト ロ ー ル モ ジ ユ ー ル ( F P L D 組 込 )	イ ン タ フ ェ ー ス モ ジ ユ ー ル ( F P L D 組 込 )	電 源 モ ジ ユ ー ル ( F P L D 組 込 )			
11	<p>・該当箇所 3の2項(2)の貨物に関する規制の解釈や運用の見直しについて</p> <p>・意見内容 噴霧乾燥器に関する規制内容の見直しは、当該品目に関連する 高裁判決の内容を踏まえ、省令上の「殺菌」の文言を「消毒」に改正するとともに、「消毒」の手法を、化学物質の使用による手法に限定する等の改正を行うとしています。今回の改正の狙いは、国際レジームの規制内容を忠実に反映した内容にすること、その規制内容の解釈やその運用についても見直されます。</p> <p>更に、高裁による検証報告書には、当該事件を地裁へ公訴する条件として、当該機器は、連続運転状態で粉体が堆積した状態になるため、その状態で殺菌できるかを確認するための検証実験を行い、結果的に、十分に殺菌できることを確認できなかったため、この結果を控訴断念の理由の一つに挙げています。</p> <p>つまり、規制の範囲内で、その内容を柔軟に解釈した結果として、当該装置が、規制該当には相当しないという判断が下されたわけです。</p> <p>そこで、クロスフローろ過装置およびその部分品の規制内容の解釈や運用についても、同様に、見直しされる部分があるのではないかと理解します。クロスフローろ過装置の規制内容は、定置した状態で内部の「滅菌」又は「消毒」をすることができるもの等の特性を持ち、微生物、ウイルス、毒素または細胞培養物の分離が可能であり（この部分はAGリストからの直接引用）、かつ、装置を扱う者が分離された危険な微生物等に暴露しないような装置である必要があります。また、その装置の部分品は、この装置で使用するために設計されたものが規制されます。</p> <p>特に、3の2項（1）の生物兵器製剤のような高リスクのものを扱う場合は、構造や材質等で暴露防止が保証されていることは、重要と思います。</p> <p>規制内容自体は、幅広くいろいろな解釈ができる性格を有していますが、本パブコメの法改正案では、高裁判決の内容を踏まえており、AGリストで実質的に求める規制の考え方に沿って、我が国独自の過大な規制にならないよう、これまでと異なる該非の解釈や運用もありうるのではないかと推察します。</p> <p>そこで、質問をさせていただきます。</p> <p>内圧型クロスフローろ過装置 の場合、 「消毒」については、継続的にクロスフロー処理をした場合、膜面上に汚れが幾層にも重なり、汚れがひどい膜面では、薬剤での洗浄だけでは内部まで浸透しない構造の装置があります。</p> <p>特に、中空糸膜を使用する装置の場合は、その膜間隙は 100% 「消毒」することは難しい。（この汚れを完全に除去するような内部洗浄が可能になる機能のある装置が必要です。）「滅菌」については、蒸気滅菌のような熱処理等の物理</p>	<p>一般論として、ある装置、部品が消毒できるかどうかは、それぞれの装置、部品を構成する材質及び構造などから個別に消毒できるという解釈にあてはまるかどうか判断していく必要があります。その結果として、ある装置の技術的な共通性に対して、類型化できる解釈が存在する場合には、必要に応じてQ&amp;A等で補足を検討していきます。</p>					

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>的手法がありますが、蒸気滅菌が難しい耐熱性のない材質の膜を使用するような装置があります。</p> <p>つまり、内圧型クロスフローろ過装置であっても、膜の材質が、耐熱性がなく、薬剤で完全に「消毒」できるようになっていない装置の場合があり、そのような材質および構造の装置の場合は、これまでは一律に規制該当としてきましたが、法改正後は異なる解釈による判断もありうると考えます。できれば、規制範囲に関する解釈について、Q&amp;Aで補足して説明していただけるとありがたいです。</p> <p>以上のような解釈を採用することについて ご見解をいただければ幸いです。</p>	
12	<p>・該当箇所 「包括許可取扱要領」の一部を改正する通達新旧対照表(傍線部分は改正部分) III特定包括許可9特定包括許可の更新 (3)更新のための手続きの改正案につきまして。</p> <p>・意見内容 特定包括の利用状況は、御省におかれましては、輸出者からの実績報告を要すことなくNACCSから抽出が可能と拝察致しますと特定包括許可の更新の手続きの際に「(ハ)原許可証の有効期間中における利用実績を示す書類・・・1通」を、添付を要する書類から省く改正を歓迎致します。</p> <p>特定包括許可の更新の手続きの際に添付を要する書類の「(ホ)原許可証の写し・・・1通」につきましても、包括輸出許可証の電子交付に移行しまして一定期間を経ていますことから、御省におかれましてはNACCSから原許可証の閲覧が可能と拝察致します。今回の改正案では、II 特別一般包括許可10 特別一般包括の更新(2)更新時期の申請に関しまして「(ロ)原許可証の写し・・・1通」が削られていますこと(通達(新旧対照表)p28)と比較しまして、今後、特定包括許可の更新におきましても原許可証の写しを添付から省くことをご検討いただけますと幸いです。</p> <p>尚、改正案のうち、下記2か所の“(ホ)”は、正しくは“(ニ)”と思われます。</p> 	<p>特定包括許可は特別一般包括許可とは性質が異なることから、「原許可証の写し」については引き続き必要であることご理解下さい。</p> <p>また、なお書きの点は、ご指摘の通り修正いたします。</p>
13	<p>貨物等省令第六条第一号ヨ について</p> <p>【意見】 現行改定案は、合計処理性能(TPP)が6,000以上であるデジタルプロセッサユニットを1つ以上有するものですが、以下のようにすべきと考えます。 1つ以上のデジタルプロセッサユニットを有するものであって合計処理性能(TPP)が6,000以上のもの</p> <p>【理由】 現行改定案は「1つ以上のデジタルプロセッサユニットを有する集積回路」であってTPP値が6,000以上のものを規制するという趣旨と理解しましたので、その規制内容が明確になるよう見直しを提案するものです。</p>	<p>規制の趣旨につきご理解の通りです。頂いたご意見を踏まえ、「1つ以上のデジタルプロセッサユニットを有するものであって合計処理性能(TPP)が6,000以上のもの」に修正いたします。</p>
14	<p>運用通達「基本演算ユニット」について</p> <p>【意見】</p>	<p>ご指摘の通り削除いたします。</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>削除するべきと考えます。</p> <p><b>【理由】</b> 貨物等省令第六条第一号ヨの条文内から、「基本演算ユニット」の記載は削除されるためです。</p>	
15	<p>貨物等省令第六条第十号の二 について</p> <p><b>【意見】</b> 運用通達「輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの」の対象に、今回追加の貨物等省令第六条第十号の二は含まれており、特定貨物に使用するように特別に機能を設定したフィールドプログラマブルロジックデバイス（FPLD）は輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて判定するものであって、当該FPLDが不具合対策で変更可能であっても、他の貨物に使用するように設計したものは除かれることから貨物等省令第六条第十号の二で規制されないと考えてよろしいでしょうか。</p> <p><b>【理由】</b> 規制対象はFPLDが「ユーザー構成可能」なもので、「ユーザー構成可能」については運用通達で「特定の機能を設定するために、ユーザーが(中略)構成または変更できることを意味する。」とあり、構成や変更ができるFPLDを搭載したすべてのモジュール、電子組立品または装置が規制対象と読めます。 製品に組み込まれたFPLDの不具合対策やバージョンアップのための変更は一般的に行われていることであり、他の貨物に使用するように設計したものまで規制対象になると非常に影響が大きく、貨物等省令第六条第十号の二の規制対象外であることを明確にしたいためです。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、通達を以下の通り修正いたします。 『貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ、同条第二号イからワまで又は同条第三号から第十号まで、第十一号から第十六号の二までに該当するものであって、他の貨物（輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物を除く。）に使用するように設計したものを除く。』 したがって、他の貨物に使用するように設計したものは除かれませんが、組み込まれたフィールドプログラマブルロジックデバイスが特定の機能を実行するように固定されている場合は、貨物等省令第六条第十号の二で規制されません（No. 41ご参照）。</p>
16	<p>貨物等省令第六条第十号の二 について</p> <p><b>【意見】</b> 「集計ルックアップテーブル入力数」は、「ルックアップテーブル入力数の総計」または「総ルックアップテーブル入力数」が良いと考えます。</p> <p><b>【理由】</b> 令和7年5月28日施行の貨物等省令において、既存のFPLDの規制である貨物等省令第六条第一号トの(二)では「シリアルトランシーバーの最大データ速度の総計」（これは、2023年12月公開済のWA 3. A. 1. a. 7. bの'aggregate one-way peak serial transceiver data rate'に対応）という言葉が既に使われており、「集計」より分かりやすいと考えました。</p>	<p>ご意見を踏まえ「ルックアップテーブル入力数の総計」に修正いたします。併せて、関連する通達も「集計ルックアップテーブル入力数」を「ルックアップテーブル入力数の総計」に改め、解釈も以下の通り修正いたします。 フィールドプログラマブルロジックデバイスまたは他のプログラム可能なアイテムに含まれるすべての物理的LUT（ルックアップテーブル）にわたって累積された、各プログラム可能なルックアップテーブル（LUT）に利用可能な独立した入力の数に総計をいう。例えば、2つのフィールドプログラマブルゲートアレイを含む回路基板があり、それぞれ150,000のプログラム可能なLUTを持ち、各LUTが6つの入力を持つ場合、ルックアップテーブル入力数の総計は<math>2 \times 150,000 \times 6 = 1,800,000</math>となる。」</p>
17	<p>「プログラムを記録した記憶媒体が破損した場合における同一プログラム再提供の特例化」に関し、下記見直しを是非ともお願いしたい。</p> <p>1) 「プログラム」は、電子機器などに記録されている場合もあるため、「記憶媒体」の部分を「貨物」という表現へ変更してほしい。</p> <p>2) 貨物（記憶媒体）が破損した場合には、プログラムだけでなくパラメータ（設定値）も再度設定する必要も想定されるため、特例の対象を「プログラム又はパラメータ」としてほしい。</p> <p>3) 「本邦から輸出された記憶媒体が破損し修理ができない場合においてその代わりに輸出される記憶媒体と同時に提供される」の部分について、プログラム又はパラメータの提供は同時に提供されるとは限らないため、「本邦から輸出された貨物が破損し修理できない場合においてその代わりに提供されるプログラム又はパラメータであって、役務取引許可を受けて提供したものと同一のもの」へと変更してほしい。</p>	<p>役務取引許可を受けて提供したプログラムを記録した記録媒体が輸出後に物的に破損して当該プログラムが使用できなくなった場合は、役務取引許可を再取得することによって本邦への記録媒体の積み戻しを経ることなく代わりの記録媒体の輸出を認めています。記録媒体の破損によって使用できなくなったプログラムと同一のものを再提供するときに関し、許可を要しないこととしても、安全保障上の懸念は少ないと判断したことから改正を行うものです。ご指摘いただいた内容は本件改正とは性質が異なるものであり、一概に当該条項の改正より特例対象とすることが適当とは考えておりません。従って、改正内容はそのままとしますが、いただいたご意見については今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
18	<p>包括許可取扱要領の一部を改正する通達案（（1）、（5）） 輸出令別表第1 2の項（3）について</p> <p>今回の重水素化合物の輸出規制緩和、特に包括許可における1回輸出申告あたりの重水素の原子質量の総量規制の撤廃について、重水素化合物を扱う業界関係者として強く歓迎いたします。 重水素化合物は医薬品開発（薬効持続・副作用低減）、有機EL材料、分析技術など多岐にわたる最先端分野において、製品の高機能化と高性能化に不可欠な材料です。世界市場が拡大する中で、これまでの厳格な国内規制は、日本企業の国際競争において不利な状況を生み出していました。 本改正は、技術開発の進展と国際的な取引実態を踏まえた合理的かつ時宜を得た措置であり、日本企業の国際競争力を大いに後押しし、国内産業の活性化に繋がるものと期待します。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
19	<p>■「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表 （意見）別表第2の別紙第1について 次のとおりとすべきである。</p>	<p>別表第2の別紙第1について 規定の明確化のため、以下のとおり修正いたします。 輸出令別表第2の30及び34の項の中欄並びに35の2の項（1）並びに45の項の中欄に掲げる農水産室所掌の貨</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>『3 農水産室において輸出の承認を行う貨物 輸出令別表第2の30、34、35の2の項(1)及び45の項の中欄に掲げる農水産室所掌の貨物(2(2)に掲げるものを除く。)』 を、 『3 農水産室において輸出の承認を行う貨物 輸出令別表第2の30及び34の項の中欄、35の2の項(1)並びに45の項の中欄に掲げる農水産室所掌の貨物(2(2)に掲げるものを除く。)』 とする。 (理由) 次のように「の項(1)」を「の項の中欄」で括らない。 『2 貿易審査課において輸出の承認を行う貨物 (1) 輸出令別表第2の1、19から21の3まで、25及び35の項の中欄、<u>35の2の項(1)並びに35の3、35の4、44及び45の項の中欄に掲げる貿易審査課所掌の貨物(上記1(1)に掲げるものを除く。)</u>』</p> <p>(意見) 別表第4について 次のとおりとすべきである。 『2-4 税関における輸出許可証又は輸出承認証の訂正又は変更 税関は、上記の規定にかかわらず、次の事項について、当該輸出許可証又は輸出承認証に直接訂正又は変更を行うことができる。ただし、<u>電子情報処理組織</u>を通じて交付された輸出許可証又は輸出承認証にあっては、この適用を受けない。』 を、 『2-4 税関における輸出許可証又は輸出承認証の訂正又は変更 税関は、上記の規定にかかわらず、次の事項について、当該輸出許可証又は輸出承認証に直接訂正又は変更を行うことができる。ただし、<u>電子申請</u>を通じて交付された輸出許可証又は輸出承認証にあっては、この適用を受けない。』 とする。 (理由) 当該通達の上記において「(以下「電子申請」という。)」と規定している。 1-1 輸出の許可 (9) 上記(2)及び(3)の規定にかかわらず、令和4年7月1日以降は、「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」(平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号)に定めるところにより、<u>電子情報処理組織を使用して行う特定手続等(以下「電子申請」という。)</u>により行わなければならない(電子申請に対応していない手続を除く。)。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると安全保障貿易審査課が認める場合は、この限りでない。</p>	<p>物(2(2)に掲げるものを除く。)</p> <p>別表第4について ご指摘の箇所は経済産業省側の交付にかかる手続きであり、「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」(平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号)に定める「特定手続等」ではありませんが、規定の明確化のため以下のとおり修正します。</p> <p>2-4 税関における輸出許可証又は輸出承認証の訂正又は変更 税関は、上記の規定にかかわらず、次の事項について、当該輸出許可証又は輸出承認証<u>(書面により交付された場合に限る。)</u>に直接訂正又は変更を行うことができる。」</p>
20	<p>今回の法改正で、特別一般包括の第1条 第三十八号 ロのベローズ弁が適用されることとなります。 該当のベローズ弁についてニッケル系の材質、コーティングされた弁の場合、第2条2項第七号 ロにも該当となります。 第2条2項第七号に関してはすでに、導体用途の場合、特別一般包括が利用できましたので、今回の改正を機に、運用通達の以下の表の見直しが必要と考えます。</p> <p>現状) 3(2)7,2(33) ロに双方に該当する弁は特別一般包括が利用できません。</p> <p>輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号、第40号に該当するもの : は地域(1)、は地域(2)(ち地域を除く)、に地域(2)(ち地域を除く)は特定包括</p> <p>修正) 『第1条第38号』を削除が必要と考えます。</p> <p>輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令 第40号に該当するもの : は地域(1)、は地域(2)(ち地域を除く)、に地域(2)(ち地域を除く)は特定包括</p>	<p>輸出令別表第1 2の項(33)に該当するベローズ弁は、3の項(2)7に該当する弁が除外されています。両方の項番に該当するベローズ弁はないことを明確にするため、ご指摘の点については現行どおりとさせていただきます。 (参考) 輸出令別表第1 2の項(33) 六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いた圧力計又はベローズ弁(3の項の中欄に掲げるものを除く。)</p>
21	<p>貨物等省令 第1条 第四十五号 2項(40)の改正に合わせて、 圧力測定器・圧力変換器の用語説明を運用通達等に入れ明確化の検討をお願いします。</p> <p>第四十五号で規制する圧力測定器や圧力変換器は、衝撃の計測及び材料についての状態方程式を決定するために使用される。状態方程式は核爆弾の爆縮のモデル計算等への転用を規制するものと理解しています。</p> <p>圧力測定器の記載の場合、目安用に用いるブルドン管式の圧力計や、圧力測定データを信号出力する機能のない導体セ</p>	<p>圧力測定器・圧力変換器の規制範囲及びその定義は、国際輸出管理レジームの管理リストで示されている規程に準じています。ブルドン管式の圧力計や、圧力測定データを信号出力する機能のない導体センサを用いた圧力表示器や圧力スイッチ等について、圧力測定法に基づく除外規定を独自に設けることは、それぞれの圧力測定法の定義が国際輸出管理レジームとの関係で明確となっておらず困難です。なお、ご指摘いただいた2項(33)については、国際輸出管理レジームの規程上でも「測定された圧力を信号に変換する機能を有するもの」と明記されており、これに合わせたものとなります。</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方												
	<p>ンサを用いた圧力表示器や圧力スイッチ（閾値に応じてON/OFFするもの）は規制対象から明確に除外されることを希望します。</p> <p>同様の事例では、 貨物等省令 第1条 第三十八号 2項 (33)の運用通達には、 貨物等省令第1条第三十八号中の圧力計：測定された圧力を信号に変換する機能を有するものをいう、と明記されており規制から除外する判断がしやすいです。</p>													
22	<p>告示案第2号ト(二)について、解釈に疑義が生じるおそれがあるため、明確化のため次の通り告示案の修正を求める。 〔〕：削除、下線部：加筆 「(二)有機エレクトロルミネセンスディスプレイ〔に用いられる〕の発光色を決め、且つ熱活性化遅延蛍光特性(遅延蛍光性比率が37.5%以上)を有する材料の設計又は製造に係る技術」</p>	<p>発光色を決定づけるかどうかや遅延蛍光性比率にかかわらず、熱活性化遅延蛍光特性を有する材料の設計又は製造に係る技術の提供について本措置の報告の対象とすることが必要と考えていることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>												
23	<p>1. 運用通達中「貨物等省令第2条の2第2項第四号ロ(一)の消毒」について 改正案では「通常、」がどの文言を修飾するのかが判然としない。オーストラリアグループによる定義では「not usually」は「to reduce the number of bacterial spores」を修飾するものであり「多くの場合は細菌芽胞の数を減少させるものではない（が減少させるものもある）」という意味である。そこで、「通常」という訳語を用いるとしても、例えば、「消毒とは、化学的薬剤を用いて微生物数を低減する処理であり、通常は細菌芽胞には効果が及ばず、必ずしも全ての微生物を殺滅又は除去するものではない。」とするなど、修飾関係を明確にすべきである。また、曝露防止の趣旨に照らし、「人に感染しない程度まで」微生物数を低減するものであることを、通達の文言に追記するか、あるいは、Q&amp;A（またはCISTECのガイダンス）上明記すべきである。</p> <p>2. 運用通達中「貨物等省令第2条の2第2項第四号ロ(一)の消毒」について 「化学物質の使用により、通常、細菌の芽胞以外の微生物の数を減らすプロセスを意味するが、必ずしも全ての微生物を殺したり、除去するものではない」との文言ではなお曖昧さが残り、実務上の判断に支障をきたすおそれがあることから、貨物等省令の定める要件への趣旨が作業者の安全確保であること、及びかかる趣旨に照らし、定置した状態で内部を殺菌することのできるものとは、「装置を分解せずにそのままの状態、作業者に曝露することなく内部を消毒された状態にすることができるものをいい、典型的にはCIP（自動洗浄）装置が備わったものを指す」ことを、通達に追記するか、あるいは、Q&amp;A（またはCISTECのガイダンス）上明記すべきである。</p> <p>3. 貨物等省令第2条の2第2項第五号の二に柱書について オーストラリアグループでは、噴霧乾燥機について、「Spray drying equipment capable of drying toxins or pathogenic microorganisms having all of the following characteristics:」（毒素又は病原性微生物の乾燥に用いることができ、かつ、以下の全ての特性を備える噴霧乾燥装置）と定められているところ、貨物等省令では「毒素又は病原性微生物の乾燥に用いることができ」の部分が訳されていない。この点については、2013年の規制導入時のパブリックコメントにおいて御庁より「輸出令別表第一の3の2項(2)の規定内容から明確であるので、現状のとおりとさせていただきます。」との説明がなされているが、先般の冤罪事案において捜査機関による不当な法解釈を許したことに鑑みれば、国際合意に忠実な文言を置くか、あるいは国際合意の内容と異なる規制を置く趣旨でない旨をQ&amp;A（またはCISTECのガイダンス）上明記すべきである。</p>	<p>1. について 「通常」は「芽胞を減らすこと」を修飾しておりますので、頂戴しました案ですと趣旨が異なると考えております。他方、修飾関係について判然としないのご指摘を踏まえ、運用通達の解釈の貨物等省令第2条の2第2項第四号ロ(一)の消毒欄について「化学薬剤の使用により、微生物（通常、細菌の芽胞以外）の数を減少させるプロセスを意味するが、必ずしも全ての微生物を殺したり除去するものではない。」と修正させていただきます。また、ご提案の「人に感染しない程度まで」の追記について、微生物の数を減らすことの範囲には、一般的に「消毒」とは感染症を惹起し得ない水準にまで病原微生物の数を減少させることを指すと考えられますが、AG合意文書にその定義は示されていないこともあり、産業界等とも相談の上、Q&amp;A等に記載検討を行います。</p> <p>2. について AG合意文書にその定義は示されていないことから、個々の機器の材質及び構造などから判断して頂く必要がありますが、例えばCIP装置の有無など判断の指標となる例示について、産業界等とも相談の上、Q&amp;A等に記載検討を行います。</p> <p>3. について ご指摘の点については、輸出貿易管理令別表第一の3の2項(2)に「軍用の細菌製剤の開発、製造もしくは散布に用いられる」として記載しておりますが、AG合意文書においても対象品目の説明として記載があり、ご指摘を踏まえ、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令第2条の2第2項第五号の二を「毒素又は病原性微生物の乾燥に用いることができる噴霧乾燥器であって、」に修正いたします。</p>												
24	<p>包括許可取扱要領 別表Aの新旧対照表（資料45ページ） ・意見内容 重水素・重水素化合物についての「現行」の部分で、「輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの（原子炉用のものを除く。）」の輸出に適用できる包括許可の種類（下表赤枠部分）が、地域により「特別一般」や「一般」になっていますが、この部分は、各地域とも「特定」が正しいように思います。</p> <table border="1" data-bbox="184 1577 1311 1913"> <tr> <td data-bbox="184 1577 439 1774">輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの（原子炉用のものを除く。）</td> <td data-bbox="439 1577 492 1774">特別一般</td> <td data-bbox="492 1577 546 1774">特別一般</td> <td data-bbox="546 1577 599 1774">特別一般</td> <td data-bbox="599 1577 652 1774">-</td> <td data-bbox="652 1577 706 1774">特別一般</td> </tr> <tr> <td data-bbox="184 1774 439 1913">(削る)</td> <td data-bbox="439 1774 492 1913">特別一般</td> <td data-bbox="492 1774 546 1913">特別一般</td> <td data-bbox="546 1774 599 1913">特別一般</td> <td data-bbox="599 1774 652 1913">-</td> <td data-bbox="652 1774 706 1913">特別一般</td> </tr> </table>	輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの（原子炉用のものを除く。）	特別一般	特別一般	特別一般	-	特別一般	(削る)	特別一般	特別一般	特別一般	-	特別一般	<p>ご指摘のとおり修正いたします。</p>
輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの（原子炉用のものを除く。）	特別一般	特別一般	特別一般	-	特別一般									
(削る)	特別一般	特別一般	特別一般	-	特別一般									

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>・理由 本年5月28日施行の別表A（貴省ホームページ掲載のもの）と見比べたところ、相違しているのではないかとと思われるためです。</p>	
25	<p>重水素・重水素化合物に係る実績報告書（包括許可取扱要領 様式第23）について</p> <p>・意見内容 包括許可取扱要領の改正で、重水素・重水素化合物（輸出令別表第1の2項（3）の貨物で原子炉用のものを除いたもの）を特別一般包括許可を使って輸出する際に、「輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が20キログラム未満のもの」という要件が削除されますが、これらの貨物を輸出した者が提出する実績報告の様式（様式第23）については、変更はないということによろしいですか。</p> <p>・理由 上記の貨物を輸出する機会があり、実績報告を行う必要があるため、念のために伺うものです。</p>	変更ありません。
26	<p>「輸出貿易管理令の運用について」1-1（7）イ 輸出令別表第1の</p> <p>・意見内容 通達「輸出貿易管理令の運用について」の改正で、輸出令別表第1の項5の解釈を要する語「高エントロピー合金」の解釈中の「原子濃度」は、重量パーセント(wt%)ではなく、原子数の原子パーセント(atm%)と理解してよろしいでしょうか。</p> <p>・理由 上記の貨物を輸出する可能性があるため、念のために伺うものです。</p>	ご理解の通りです。
27	<p>貨物等省令第6条第十号の二</p> <p>（意見内容）</p> <p>Q1. 規制対象追加の意図について 従来はフィールド・プログラマブル・ロジック・デバイス（FPLD）単独のみが対象でしたが、今回、新たに「モジュール、電子組立品又は装置」が対象に加えられています。これにより、確認対象が広範囲に及ぶことなどから、この改正の背景・意図について、可能な限り承知しておきたく、ご説明いただきたく存じます。</p> <p>Q2. 「ユーザ構成可能」の解釈について 通達における「ユーザ構成可能」の範囲について、以下 a～d の各ケースが該当するの可否かを、明確にご教示いただきたく存じます。 ※便宜的に、本意見における「プログラム」の用語を以下のとおり定義いたします。 ロジック構造内のロジックセルおよびロジックセル間の相互接続を規定し、これをFPLDへ書き込むことで特定の機能を実現するもの。 a. ユーザ以外の当社サービス担当者等にプログラムを渡し、その者がFPLDへ書き込みを行う場合（リモート配信や自動アップデートを含む。） b. ユーザにプログラムを提供し、ユーザ自身がFPLDへ書き込みを行う場合（＝書き込み手順自体がユーザに提供されているケース） c. 構成または変更を想定していないが、物理的には可能な場合（設計に必要な技術は提供されず、ユーザがリバースエンジニアリング等により回路を把握し、独自に設計したプログラムをFPLDに書き込む場合） d. 設計に必要な技術がユーザに提供され、ユーザ自身が設計したプログラムをFPLDに書き込む場合</p> <p>Q3. 「集計ルックアップテーブル入力数」の解釈について 通達における「集計ルックアップテーブル入力数」の解釈では、「？入力数の合計をいう」となっておりますが、具体例では数式が「積」で表されており、わかりにくくなっています。「和」で表現していただけますようお願いいたします。</p> <p>Q4. 通達1-1（7）（イ）との関係について 『モジュール、電子組立品又は装置であって、一つ以上のユーザ構成可能なFPLDを組み込み、かつ集計ルックアップテーブル入力数が1,800,000以上であるもの』について、モジュール、電子組立品又は装置のいずれかに規制値を超</p>	<p>Q1. について 国際輸出管理レジーム等における議論を踏まえたものです。国際輸出管理レジーム等における議論については、外交上のやり取りであるため、お答えは差し控えさせていただきます。</p> <p>Q. 2について 「（FPLDを組み込んだ）装置等」が、特定の機能を実行するために固定されている場合は、「ユーザ構成可能」とはいえません。「（FPLDを組み込んだ）装置等」が、特定の機能を実行するために固定されていない場合、「ユーザ構成可能」といえます。その前提の元で判断いただけますと幸いです。ご意見中の「ケース」と「プログラム」の用語の定義を前提に検討した場合、「プログラム」が書き込まれる前の段階においては、FPLDは、特定の機能を実現することができず、特定の機能を実行するために固定されていないと考えられます。 したがって、a, b, dについては、特定の機能を実行するためにFPLDにプログラムが書き込まれることから、特定の機能を実行するために固定されていないといえ、「ユーザ構成可能」と考えられます。cについては、「（FPLDを組み込んだ）装置等」は、既に「プログラム」が書き込まれていると考えられ、「構成または変更を想定していない」ことから、特定の機能を実行するために固定されているといえ、「ユーザ構成可能」とはいえないと考えられます。</p> <p>Q. 3について 省令を「ルックアップテーブル入力数の総計」に修正し、併せて関連する通達も修正いたします（No. 16ご参照）。</p> <p>Q. 4について ご理解のとおりです。 この場合、運用通達1-1（7）（イ）②（注1）「他の貨物の部分をなしている」と解すことができません。ただし、組み込まれたFPLDが、特定の機能を実行するように固定されている場合は、部分品規定を適用できます。なお、明確化の観点からQ&amp;A等での記載をさせていただきます。</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>えるFPGAが搭載されている場合、その時点で運用通達1-1(7)(イ)を適用することは不可、と解せば良いでしょうか。運用通達1-1(7)(イ)の適用との関係について、明確化をお願いしたく存じます。</p>	
28	<p>・意見内容 法人の場合には法人番号の記載を行わせるようにした方が良いのではないかと考える。そのために、様式中において法人番号の記載欄を設けた方が良いのではないかと考える。</p> <p>・理由 行政各所における能率向上・公正性の向上のためには法人番号があった方が良いと考えるので。輸出入関係事務については公安・国際社会の秩序も関わるものであり、その公正性・適正性について高くあるようにすべきであると考えているのであるが、そのために法人番号の利活用は有意義なものであると考える。であるので、届出・申請等の書類提出に際しては法人にはその法人番号を記載させるようにすべきと考えるし、提出書類の様式においては法人番号の記載欄があった方が良いと考える。 (なお、法人番号は、ワードプロセッサ・日本語入力ソフトでの入力からの印字についても、ゴム印等での押印によるものについても、記載についてそう難なく行う事が可能なものと思われる。)</p>	<p>様式は今回の改正対象以外にも様々ありますので、いただいたご意見は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
29	<p>貨物等省令第4条第十号の規制温度(閾値)の表記について</p> <p>・意見内容 改正案の貨物等省令第4条第十号の改正案は ロ(一)の規制温度を零下263.31度から零下263.3度へ ロ(三)の規制温度を零下268.96度から零下268.95度へ ハの規制温度を零下158.16度から零下158.15度へ 変更するものですので、これに関しては規制対象の温度の範囲が狭まるので、規制緩和にあたると思います。一方、WA(ワッセナーアレンジメント)や欧米の規制には摂氏温度以外に日本の規制にはない国際単位系の単位であるK(ケルビン)についての情報があります。 WA等の規制の改正を見ますと 9.85K(零下263.31度から零下263.3度へ変更) 4.2K(零下268.96度から零下268.95度へ変更) 115K(零下158.16度から零下158.15度へ変更) となっており、摂氏温度は変更になっていますが、K(ケルビン)の数値の変更はありません。 これは、従来の規制値であるK(ケルビン)の摂氏温度への変換が間違っていたものを正しく是正しただけの規制の改正であることを示しています。 摂氏温度での規制対象が狭まるので、規制緩和にあたりますが、規制値の変更の本来の目的は、K(ケルビン)の摂氏温度への変換の間違いを是正するためのものであり、単純に規制緩和とは言えないと思います。 日本の規制だけを見ているとこのあたりの本来の改正の目的が読み取れません。 本来の改正の意図を読み取れるようにするためにも、日本の規制でもWA等の規制同様に、摂氏温度だけでなくK(ケルビン)表記も入れるべきと考えます。</p>	<p>同様の箇所は他の項番にも相当数あり、いずれの箇所もK(ケルビン)の記載の妥当性等を検証し、必要に応じて修正してまいりたいと思います。</p>
30	<p>・該当箇所 輸出貿易管理令の運用について(通達P5)</p> <p>・意見内容 「運用通達」 プラズマ噴霧法 &lt;現状&gt; 不活性ガス雰囲気中でプラズマトーチを使用して、熔融流体又は固体金属を直径500マイクロメートル以下の滴の状態にする方法をいう。 &lt;改訂後&gt; 不活性ガス雰囲気中でプラズマトーチを使用して、熔融流体又は固体金属を直径500マイクロメートル以下の溶滴にする方法をいう。</p> <p>・理由 輸出令別表第15項(5)の運用通達にある「真空噴霧法」、「ガス噴霧法」、「回転噴霧法」及び今回、新設された「超音波噴霧法」は全て「溶滴にする方法をいう。」との表現になっていますが、「プラズマ噴霧法」(平成27年(2015</p>	<p>ご指摘のとおり修正いたします。</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>年) に追加) だけが「滴の状態にする方法をいう。」の表現になっています。          今回、改正される箇所ではありませんが、この機会に他の解釈と平仄を合わせることを提案します。          ちなみに、ワッセナー・アレンジメントのコントロールリストでは、          1.C.2.d. Technical Notes          (略)          9. 'Plasma atomisation' is a process to reduce a molten stream or solid metal to droplets of 500 µm diameter or less, using plasma torches in an inert gas environment.          10. 'Ultrasonic atomisation' is a process to reduce a molten stream of metal alloy to droplets of 500 µm diameter or less by ultrasonic vibration.          (略)          のように「プラズマ噴霧法」と「超音波噴霧法」が同じ表現になっています。</p>	
31	<p>・該当箇所          輸出貿易管理令の運用について (通達P15) 右欄 (旧の列)          別表第4「輸出関係書類の訂正又は変更」 2-4</p> <p>・意見内容          &lt;現状&gt;          税関は、上記の規定にかかわらず、次の事項について、当該輸出許可証又は<u>出承認証</u>に直接訂正又は変更を行うことができる。          &lt;改訂後&gt;          税関は、上記の規定にかかわらず、次の事項について、当該輸出許可証又は<u>輸出承認証</u>に直接訂正又は変更を行うことができる。</p> <p>・理由          改正前の現行法令の箇所ではありますが、脱字がありました。</p>	ご指摘のとおり修正いたします。
32	<p>・該当箇所          包括許可要領 (通達P35) 左欄(新の列)、右欄(旧の列) 共通          2 実績の報告等          (2) 特別一般包括許可に係る実績報告 (様式第18、様式第18の2、様式第18の5)</p> <p>・意見内容          &lt;現状&gt;          特別一般包括許可の届出 (様式第14、・・・)          &lt;改訂後&gt;  <u>次に掲げる特別一般包括許可の届出</u> (様式第14、</p> <p>・理由          右欄 (旧の列) の現行の包括許可要領にある「次に掲げる」が書かれていません。          左欄 (新の列) とともに、「次に掲げる」が記載されるべきです。</p>	ご指摘のとおり修正いたします。
33	<p>・該当箇所          包括許可要領 (通達P40) 左欄(新の列)、右欄 (旧の列)          別表3 (14) ③～</p> <p>・意見内容          左欄 (新の列)          &lt;現状&gt;          ③ (略)          ④ (略) 3) 届出は、様式第14の2によるものとする。          ⑤～⑦ (略) 4) 届出は、様式第14の24によるものとする。          (15)～(19) (略) 5)～7) (略)</p> <p>&lt;改訂後&gt;          ③ (略) 3) 届出は、様式第14の2によるものとする。          ④ (略) 4) 届出は、様式第14の2によるものとする。</p>	ご指摘のとおり修正いたします。

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>⑤～⑦ (略) 5)～7) (略) (15)～(19) (略)</p> <p>右欄 (旧の列) &lt;現状&gt; ③ (略) ④ (略) 3) 届出は、様式第14の3によるものとする。 ⑤～⑦ (略) 4) 届出は、様式第14の4によるものとする。 (15)～(19) (略) 5)～7) (略)</p> <p>&lt;改訂後&gt; ③ (略) 3) 届出は、様式第14の3によるものとする。 ④ (略) 4) 届出は、様式第14の4によるものとする。 ⑤～⑦ (略) 5)～7) (略) (15)～(19) (略)</p> <p>・理由 一行、ずれています。 ③の右に3)、④の横に4)、⑤～⑦の横に5)～7) が来るように修正が必要です。</p>	
34	<p>・該当箇所 包括許可要領 (通達P43) 別表A 1の項</p> <p>・意見内容 &lt;現行&gt; 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物であって、<u>防衛装備協定</u>を締結した国を仕向地として輸出された防衛装備品の維持・補修のために輸出される当該防衛装備品の附属品又は部分品</p> <p>&lt;改訂後&gt; 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物であって、<u>防衛装備移転協定</u>を締結した国を仕向地として輸出された防衛装備品の維持・補修のために輸出される当該防衛装備品の附属品又は部分品</p> <p>・理由 「防衛装備協定」を「防衛装備移転協定」に修正する必要があります。</p>	ご指摘のとおり修正いたします。
35	<p>・該当箇所 省令・告示 (P8) 貨物等省令第2条第2項第五号の二に関する運用通達</p> <p>・意見内容 &lt;現行&gt; 滅菌又は殺菌することができるもの</p> <p>&lt;改訂後&gt; 滅菌又は消毒することができるもの</p> <p>・理由 貨物等省令第2条第2項第五号の二が、「滅菌又は殺菌することができるもの」から「滅菌又は消毒することができるもの」に改正されていますが、運用通達の新旧対称表には、貨物等省令第2条第2項第五号の二に係る運用通達の改正が記されていません。 運用通達の名称を「滅菌又は消毒することができるもの」に改正するか、又は「貨物等省令第2条の2第2項第四号ロ(一)の滅菌」、「貨物等省令第2条の2第2項第四号ロ(一)の消毒」のように、「貨物等省令第2条の2第2項第五号の二ハの滅菌」、「貨物等省令第2条の2第2項第五号の二ハの消毒」のような形で運用通達を改正する必要があります。</p>	AGで定められた合意上、殺菌及び消毒の定義が示されているのは貨物等省令第2条の2第2項第四号ロ(一)のみに解釈が記載されていることから、原案の通りとさせていただきます。ただし明確化の観点から貨物等省令第2条の2第2項第五号の二のハに関する「殺菌」「消毒」の解釈を貨物等省令第2条の2第2項第四号ロ(一)に準じる旨Q&A等にて解釈を示させていただきます。

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
36	<p>・該当箇所 省令・告示 (P13) 貨物等省令第4条第十七号</p> <p>・意見内容 &lt;現行&gt; 次に掲げる合金又は金属の粉であって、表面が接種剤でコーティングされているもの(第七号に該当するものを除く。) <u>(一) 高エントロピー合金</u> <u>(二) 耐火性のある金属又はその合金</u> &lt;改訂後&gt; 次に掲げる合金又は金属の粉であって、表面が接種剤でコーティングされているもの(第七号に該当するものを除く。) <u>イ 高エントロピー合金</u> <u>ロ 耐火性のある金属又はその合金</u></p> <p>・理由 (一)、(二)は、イ、ロが正しいと思われます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正いたします。</p>
37	<p>・該当箇所 省令・告示 (P14) 貨物等省令第6条第一号ヨ 改正に係る運用通達</p> <p>・意見内容 運用通達 &lt;現行&gt; 基本演算ユニット 0個以上の変更可能な重みを含み、1つ以上の入力を受け取り、1つ以上の出力を生成するものをいう。演算ユニットは、N個の入力に基づいて出力が更新されるたびに2N-1の演算を実行するものであり、処理要素に含まれる変更可能なそれぞれの重みは入力としてカウントされる。 各入力、重み及び出力は、1つ以上のビットを使用して表されるアナログ信号レベル又はスカラーデジタル値である場合がある。このような演算ユニットには、人工ニューロン、積和演算(MAC)ユニット、浮動小数点ユニット(FPU)、アナログ乗算器ユニット、メモリスタ、スピントロニクス若しくはマグノニクスを使用した演算ユニット、フォトニクス若しくは非線形光学を使用した演算ユニット、アナログ若しくはマルチレベルの不揮発性重み値を使用する演算ユニット、多値メモリ若しくはアナログメモリを使用した演算ユニット、多値理論のユニット又はスパイクングユニットを含む。 &lt;改訂後&gt; (削除)</p> <p>・理由 貨物等省令第6条第一五号ヨから「基本演算ユニット」の言葉が削除されましたが、運用通達に「基本演算ユニット」の解釈が残ったままになっています。</p>	<p>ご指摘の通り削除いたします。</p>
38	<p>【対象条文・省令】 輸出令別表第一3の2項(二)4「クロスフローろ過用の装置またはその部分品」、貨物等省令第2条の2第2項第4号ロ(一)「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」の省令と運用通達の解釈の変更に対する質問</p> <p>【意見】 ① (滅菌又は消毒することが)「できる」について 全ての微生物について検証するのは非常に困難なため、具体的検証基準・方法を示していただきたい。例えば、特定の微生物1種類に対して「消毒」の効果がある場合にも、消毒することが「できる」といえるのかお伺いしたい。</p> <p>②改正後の「輸出貿易管理令の運用について」において、「消毒」の解釈として、「化学物質の使用により、通常、細菌の芽胞以外の微生物の数を減らすプロセスを意味するが、必ずしもすべての微生物を殺したり、除去するものではない」とあるが、「化学物質」の定義は何か?例えば以下は「化学物質」に該当するか。 ・天然にも存在する物質(例:水、空気、エタノール、クエン酸、重曹) ・市販されている消毒剤をそのまま使用する場合(例:次亜塩素酸ナトリウム/ハイター、過酸化水素/オキシドール)</p>	<p>①について 当該規定の国際規制の原文である、AGの管理リストは以下のとおり規定されており、ご質問の内容の具体的検証基準・方法は明記されておりません。また、細菌の種類、消毒の程度等についても明確化されていない状況です。 そのため個々の機器のその材質及び構造などから判断していく必要があります。個々の機器の該非の判断に迷われる場合には、安全保障貿易審査課までお問い合わせください。 Cross (tangential) Flow Filtration Equipment Cross (tangential) flow filtration equipment capable of separation of micro-organisms, viruses, toxins or cell cultures having all the following characteristics: a) a total filtration area equal to or greater than 1 square metre; and b) having any of the following characteristics: i. capable of being sterilized or disinfected in-situ; or ii. using disposable or single-use filtration components. (Note - This control excludes reverse osmosis and hemodialysis equipment, as specified by the</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>・気体状の化学物質（例：オゾン、二酸化塩素ガス）          ・化学反応ではなく物理的作用で微生物を減らす化学物質（例：界面活性剤）          ・熱水          ・UV照射</p> <p>なお、AG原文では“chemical agents”と表現されているので、何らかの作用を及ぼす物質として「化学薬剤」といった訳がふさわしいのではないかとと思われる。</p> <p>③②の記載について、（微生物の数を）「減らす」とあるが、これは生きている微生物の数を減らすということか？たとえば薬剤で微生物を殺すが除去しない又は微生物の能力を減退させて、病原性をなくす場合は、「微生物の数を減らす」ことに該当するか？</p> <p>④改正前は「当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」との解釈が明記されていたが、この文言が削除されたということは改正後は該当になるということか。例えば、装置として逆洗機能があり、高圧水により微生物の数を減らすことができる場合も該当となるのか。</p> <p>なお、AG原文には「消毒（disinfection）」および「滅菌（sterilization）」は、「洗浄（sanitization）」とは異なる」とある。</p> <p>「滅菌」は、単に微生物を減らすことを目的としたものでなく、微生物の感染性または生存性を物理的、化学的、生物学的に除去する機能を指すが、「洗浄」とは微生物を滅菌させるものの、残った微生物はなお増殖できる機能を有する状態である点において、両者は区別されているのではないか。</p> <p>それとも通常の水による洗浄は、「化学物質の使用」に当たらないと解釈してよいか。</p>	<p>manufacturer.)</p> <p>Cross (tangential) flow filtration components (eg modules, elements, cassettes, cartridges, units or plates) with filtration area equal to or greater than 0.2 square metres for each component and designed for use in cross (tangential) flow filtration equipment as specified above.</p> <p>Technical note: In this control, 'sterilized' denotes the elimination of all viable microbes from the equipment through the use of either physical (eg steam) or chemical agents. 'Disinfected' denotes a process to reduce the number of microorganisms but not usually of bacterial spores, through the use of chemical agents, without necessarily killing or removing all organisms.</p> <p>②について          ご指摘のとおり、「化学物質の使用により」については、①の回答にもあるAGの管理リストにおける“chemical agents”の訳出です。化学物質を用いてという訳語の曖昧さについては、パブリックコメントでご意見が寄せられたことを踏まえ、「化学薬剤の使用により」という書きぶりに修正いたします。なお、ここで示す「化学薬剤」とは一般的に消毒のために使われる薬剤（いわゆる消毒薬）を指しております。</p> <p>③について          一般的に「消毒」とは感染症を惹起し得ない水準にまで病原微生物の数を減少させることを指すと考えられます。</p> <p>④について          「当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」という記述を削除したのは、AGの管理リストから、従前あった以下の記述が削除されたことを受けたものです。この記述は、AGのHPからアクセスできるハンドブックには記述が残っていますが、管理リストが最新です。</p> <p>'Disinfection' and 'sterilization' are distinct from 'sanitization', the latter referring to cleaning procedures designed to lower the microbial content of equipment without necessarily achieving elimination of all microbial infectivity or viability.</p> <p>「化学薬剤」とは、②の回答の通り一般的に消毒のために使われる薬剤（いわゆる消毒薬）を用いることを指します。そのため、通常の水による洗浄はこれにあたらないと考えられます。</p>
39	<p>フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、電子組立品および装置が新たな規制対象になりますが、「集計ルックアップテーブル入力数」の計算方法に関して、通達にて基板上的フィールドプログラマブルロジックデバイスの集計ルックアップテーブル入力数が例示されていますが、それらの基板を組み込んで構成した装置の場合、「集計ルックアップテーブル入力数」をどう計算するべきか不明確と感じました。単純に装置内で使用しているフィールドプログラマブルロジックデバイスのルックアップテーブル入力数の合計でしょうか？</p> <p>当社は表面分析装置を製造しているメーカーで、比較的小規模、低性能のフィールドプログラマブルロジックデバイスを使用した制御回路基板を多数使用して装置制御を実現しており、単純に装置内で使用しているフィールドプログラマブルロジックデバイスのルックアップテーブル入力数の合計の場合、1,800,000は簡単に超えてしまいそうなので、基板での計算だけでなく、それを組み込んだ電子組立品や装置の考え方を通達で示していただけるとありがたいと感じました。</p>	<p>装置にフィールドプログラマブルロジックデバイスが複数組み込まれている場合、各フィールドプログラマブルロジックデバイスについて、ルックアップテーブルの入力数の総数を計算してください。複数のフィールドプログラマブルロジックデバイスについて、ルックアップテーブルの入力数をすべて合計することではありません。</p>
40	<p>今回、輸出令別表第1の2の項(33)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第38号ロに該当するペローズ弁まで特一包括の対象範囲が拡大されますが、包括許可要領の「[別表A] 特別一般包括輸出許可/一般包括輸出許可/特定包括輸出許可/特定子会社包括輸出許可マトリックス」の中の「輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号、第40号に該当するものについて」は変更がなく、依然として2(33)に該当し3(2)7にも該当する場合は特別一般包括が適用できないことになると思います。</p> <p>上記包括マトリックス中の「貨物等省令第1条第38号」の部分を削除いただき、特別一般包括を適用可能とすることで、輸出管理に係る負担軽減を図っていただきたいです。</p>	<p>No. 20に対する回答をご参照ください。</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
41	<p>政令) 輸出令別表第1の7項10の2            フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置            省令) 貨物等省令第6条第十号の二            モジュール、電子組立品又は装置であって、一つ以上のユーザー構成可能なフィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだ、集計ルックアップテーブル入力数が一、八〇〇、〇〇〇以上であるもの            通達) 運用通達 用語の解釈            『輸出令別表第1の7の項の経済産業省で定める仕様のもの』：貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二までに該当するものであって、<b>他の貨物</b>（輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物を除く。）に<b>使用する</b>ように設計したものを除く。</p> <p><u>用語の解釈「輸出令別表第1の7の項の経済産業省で定める仕様のもの」の除外規定の確認。</u>            用語の解釈より抜粋：『貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二までに該当するものであって、<b>他の貨物</b>（輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物を除く。）に<b>使用する</b>ように設計したものを除く。』</p> <p>この文章内の「<b>他の貨物</b>」とは、貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二にリストされている物以外で、該非判定結果が非該当となるものと理解している。そのことから、輸出規制されない導体試験装置のための専用部分品として使用するよう設計したものは、万が一、『輸出令別表第1の7の項(10の2) 省令6条10の2』に該当する性能が含まれていたとしても、上記に記載した用語の意味を根拠に輸出規制されないという理解で正しいか否か、お答えください。</p> <p>具体的な確認：            弊社は、導体試験装置及び導体試験装置の部分品を開発、製造している。            従来、特定の導体試験装置用に専用設計された部分品は、輸出令別表第1の7の項(16) 省令6条17号ヌで、導体試験装置本体の機能で該非判定を行っている。            今回の政省令の案が通った場合に、当該部分品が、『輸出令別表第1の7の項(10の2) 省令6条10の2』に該当する性能を持っているかもしれないが、特定の導体試験装置用に専用に設計したものであり、汎用的に使用できないことを理由に、当該新設項番での該非判定は不要と判断して正しいか否か、お答えください。（省令6条17号ヌで該非判定を行い、『輸出令別表第1の7の項(10の2) 省令6条10の2』に該当する性能の有無を確認する必要はないと判断。）</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、通達を以下の通り修正いたします。            『貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ、同条第二号イからワまで又は同条第三号から第十号まで、第十一号から第十六号の二までに該当するものであって、他の貨物（輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物を除く。）に使用するよう設計したものを除く。』</p> <p>『貨物等省令第6条第十号の二のモジュール、電子組立品又は装置            組み込まれたフィールドプログラマブルロジックデバイスが特定の機能を実行するように固定されている場合を除く。』</p>
42	<p>省令) 貨物等省令第6条第十号の二            通達) 運用通達            モジュール、電子組立品又は装置であって、一つ以上のユーザー構成可能なフィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだ、集計ルックアップテーブル入力数が一、八〇〇、〇〇〇以上であるもの</p> <p>半田付けの場合、下記通達は適用出来ると考えて良いですか？            「運用通達」の1-1(7)(イ)(注3)            電子部品にあつては、半田付けの状態にある場合には、他の貨物と分離しがたいと判断される。</p>	<p>No. 27のQ4に記載のとおり、運用通達1-1(7)(イ)②(注1)「他の貨物の部分をなしている」と解することが出来ないことから、同通達を適用することは不可となります。</p>
43	<p>輸7(10の2)            貨6-10の2            輸出貿易管理令別表第一の七の項(十の二) および貨物等省令第六条第十号の二の撤回又は『装置』の削除</p> <p>改正案として示された輸出令別表第一の七の項(十の二) および貨物等省令第六条第十号の二で用いられている『装置』を「ある目的のために機械・器具などを備え付けた設備(大辞泉『装置』より作成)」と解すると、貨物等省令第六条第十号の二に該当するモジュールや組立品だけではなく、パラメーターが当該貨物等省令の規定に該当するフィールドプログラマブルロジックデバイスやこれが搭載されたモジュール若しくは電子組立品が組み込まれた「装置」は本規定に該当することとなる。</p> <p>この場合、「装置」自体は『他の貨物の部分をなしているもの』ではないことから部分品特例[運用通達 1-1(7)(イ)但書]の適用対象とならない。又、運用通達『※1-1(7)「(イ)輸出令別表第1の解釈」中の表』の『輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの』で規定されている『他の貨物に使用するよう設計したもの』にもあたらないことからこの除外規定も適用できない。</p> <p>ここで、改正案中の貨物等省令第六条第十号の二で規定されている集計ルックアップテーブル入力数が1,800,000以上</p>	<p>運用通達の修正 (No. 41参照) も踏まえ、原案が適切と考えますが、頂いたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、運用通達1-1(7)(イ)の解釈はご理解の通りとなりますが、No. 27のQ4にて解釈等を記載しております。</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>の回路基板は半導体製造装置の分野で汎用されており、又、このような回路基板は日本だけでなく米台韓中欧など様々な国で製作が可能である。</p> <p>そのため、この改正案がそのまま規定されるとリスト規制に該当する「装置」が多くなり、日本の産業競争力に多大なマイナスの影響を及ぼすことから、改正案の撤回又は各規定からの『装置』の文言の削除を求める。</p> <p>1) 原案  [輸出貿易管理令別表第1の七の項(十の二)]  フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置  [貨物等省令第六条第十号の二]  モジュール、電子組立品又は装置であって、一つ以上のユーザー構成可能なフィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだ、集計ルックアップテーブル入力数が一、八〇〇、〇〇〇以上であるもの</p> <p>2) 修正案①  [輸出貿易管理令別表第1の七の項(十の二)] &lt;削除&gt;  [貨物等省令第六条第十号の二] &lt;削除&gt;</p> <p>修正案②  [輸出貿易管理令別表第1の七の項(十の二)]  フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール又は組立品  [貨物等省令第六条第十号の二]  モジュール又は電子組立品であって、一つ以上のユーザー構成可能なフィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだ、集計ルックアップテーブル入力数が一、八〇〇、〇〇〇以上であるもの</p>	
44	<p>輸7(10の2)  貨6-10の2  輸出貿易管理令別表第一の七の項(十の二) / 貨物等省令六条十号の二の適用範囲</p> <p>輸出貿易管理令別表第一の七の項(十の二) / 貨物等省令六条十号の二の該非判定の考え方について教えてください。半導体製造装置の分野において、公開された改正案の輸出貿易管理令別表第一の七の項(十の二) / 貨物等省令六条十号の二のパラメーターに該当するフィールドプログラマブルロジックデバイス(以下、「FPLD」という。)は汎用されており、輸出令別表第一の七の項に「該当」の半導体製造装置と「非該当」の半導体製造装置に共通して使用するFPLDモジュールは数多く存在します。</p> <p>この場合、「該当」と「非該当」の半導体製造装置に共通して使用するFPLDモジュールの該非判定については、「該当」の半導体製造装置に使用するよう特別に設計されたものではないことから、運用通達の別掲『※1-1(7)「(イ)輸出令別表第1の解釈」中の表』の除外規定『貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二までに該当するものであって、他の貨物(輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物を除く。)に使用するよう設計したものを除く。』を適用して、「非該当」と判定してよろしいですね。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、通達を修正いたします。No. 41をご参照ください。</p>
45	<p>包括許可取扱要領 別表A  包括許可取扱要領 別表Aの見直し</p> <p>通常、フィールドプログラマブルロジックデバイス(以下、「FPLD」という。)は、ユーザーがロジック構造内のロジックセルやロジックセル間の相互接続の構成・変更ができるものである。又、改正案の貨物等省令第六条第十号の二に規定されている集計ルックアップテーブル入力数1,800,000のFPLDであれば、日本や米国だけでなく中国や台湾、韓国等の諸外国でも製作が可能である。そのため、公開された改正案の輸出令別表第一の七の項(十六) / 貨物等省令第六条第十号の二および包括許可取扱要領別表Aは、市場における適切なレベルプレイングフィールドの設定に寄与する改正案とは考えられない。本改正案にかかる品目について一定の制限を設ける必要があるのであれば、特別一般包括許可や一般包括許可の適用については、従来のFPLDの規定である輸出令別表第一の七の項(一) / 貨物等省令第六条第一号トと同様として、一定の管理体制が担保されているCP提出企業の管理に委ねるべきである。</p> <p>1) 原案  [包括許可取扱要領 別表A]</p>	<p>本改正は、責任ある技術保有国として、国際的な状況も踏まえ、重要・新興技術の軍事転用を防止するため、必要な改正を行うものです。また、既にいくつもの国が同様の措置を講じていることを確認しており、この措置は国際的にも調和のとれたものであり、企業にとっての公正な競争環境も確保されているものと認識しています。したがって、原案が適切と考えますが、頂いたご意見は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>輸出令別表第1の7の項(10の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第10号の2に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・い地域① → 特別一般/一般</li> <li>・と地域② (と地域③を除く。) → 特別一般</li> <li>・と地域③ → 特定</li> <li>・ち地域 → -</li> </ul> <p>2) 修正案 [包括許可取扱要領 別表A]</p> <p>輸出令別表第1の7の項(10の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第10号の2に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・い地域① → 特別一般/一般</li> <li>・と地域② (と地域③を除く。) → 特別一般</li> <li>・と地域③ → <u>特別一般</u></li> <li>・ち地域 → -</li> </ul>	
46	<p>運用通達&lt;※別掲&gt;※1-1(7)「(イ)輸出令別表第1の解釈」中の表への定義の追加</p> <p>貨物等省令第6条柱書には『輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。』と規定されており、第六条が規定する範囲は輸出令別表第1の7の項であることから、改正案の貨物等省令第6条第十号の二の『装置』は、輸出令別表第1の7の項に規定されている「装置」である。</p> <p>しかし、これらの装置には改正案の貨物等省令第6条第十号の二に規定されているフィールドプログラマブルロジックデバイスが多用されているものもあり、たとえ七の項(十の二)以外の項番で「非該当」となった場合であっても、改正案の輸輸出令別表第一の七の項(十の二)/貨物等省令第6条第十号の二で該当となってしまう「装置」が多数存在する。そのため、改正案中の『装置』について、輸出令別表第1の七の項に規定される装置の内、最終装置が含まれないことを明確に規定していただきたい。</p> <p>これにより、米中韓台など同様の規定が設けられていない国との差異を解消して日本の産業競争力の削減を防止することが可能であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出令別表第1の項：7</li> <li>・輸出令別表第1中解釈を要する語：貨物等省令第6条第十号の二中の装置</li> <li>・解釈： 意図された用途に使用できる状態にあるシステム、設備又は組み立てられた機器であって、動作状態とするために必要なものが燃料、電力その他のエネルギー源のみであるものを除く。例えば、貨物等省令第6条第十七号イからシに規定する装置や同条第十七号の二に規定する装置は、貨物等省令第6条第十号の二に規定する装置ではない。</li> </ul>	<p>修正版(No.41ご参照)が適切と考えますが、頂いたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。なお、「同様の規定が設けられていない国との差異を解消」とのご指摘につきまして、既にいくつもの国が同様の措置を講じていることを確認しており、この措置は国際的にも調和のとれたものであり、企業にとっての公正な競争環境も確保されているものと認識しています。</p>
47	<p>通達)輸出貿易管理令の運用について</p> <p>ユーザー構成可能 貨物等省令第6条第十号の二に掲げるモジュール、電子組立品又は装置が実行する特定の機能を設定するために、ユーザーがFPLD(フィールドプログラマブルロジックデバイス)のロジック構造内のロジックセルやロジックセル間の相互接続を構成または変更できることを意味する。</p> <p>運用通達の「ユーザー構成可能」の解釈のユーザーとは、輸出しようとする当該貨物の製造元は含まれておらず、最終ユーザーと理解しましたが、正しいでしょうか？</p>	<p>ユーザーとは、フィールドプログラマブルロジックデバイスのロジック構造内のロジックセルやロジックセル間の相互接続を構成または変更できるユーザーを指します。したがって、ユーザーには、製造元が含まれる場合もあります。</p>
48	<p>通達)輸出貿易管理令の運用について</p> <p>ユーザー構成可能 貨物等省令第6条第十号の二に掲げるモジュール、電子組立品又は装置が実行する特定の機能を設定するために、ユーザーがFPLD(フィールドプログラマブルロジックデバイス)のロジック構造内のロジックセルやロジックセル間の相互接続を構成または変更できることを意味する。</p> <p>輸出する段階で、既にロジック構造内のロジックセルやロジックセル間の相互接続を構成または変更することで、特定の機能を設定済みであり変更できないものは、「ユーザー構成可能」には当たらないと考えて良いでしょうか？</p>	<p>ご理解の通りです。</p>
49	<p>輸出令第2項(40)貨物等省令第1条第四十五号において、「流体の速度を測定するための干涉計又は流体の圧力を測定することができる圧力計若しくは水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器であって、次のいずれかに該当するもの」と記載されていますが、圧力計には多種多様なものがあり、対象範囲が広がってしまいます。</p>	<p>圧力測定器・圧力変換器の規制範囲及びその定義は、国際輸出管理レジームの管理リストで示されている規程に準じています。圧力測定法に基づく圧力計の解釈を独自に設けることは、国際輸出管理レジームとの関係では明確となっておらず困難です。</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>輸出令第2項(33)貨物等省令第1条第三十八号には圧力計の解釈として、「測定された圧力を信号に変換する機能を有するものをいう。」と明記されており、輸出令第2項(40)貨物等省令第1条第四十五号においても同様な圧力計の解釈を明記して頂きたい。</p>	<p>なお、ご指摘いただいた2項(33)については、国際輸出管理レジームの規程上でも「測定された圧力を信号に変換する機能を有するもの」と明記されており、これにあわせたものとなります。</p>
50	<p>輸出令第2項(40)についてです。 ブルドン管圧力計は、構造上10GPaを超える圧力を測定することはできない機器であり、規制対象外(判定対象外)であると認識しておりますが、貨物等省令第1条第四十五号の「流体の圧力を測定することができる圧力測定器」の文言により、一旦、ブルドン管を判定対象として判定を行い、仕様で非該当と結論付けているため判定作業が煩雑になってしまいます。判断の目安となる圧力計の定義(「ブルドン管型圧力計は含まない」など)を輸出令第2項(40)の序文に記載いただくと非常に助かります。 (例)「流体の速度を測定するための干渉計、圧力測定器(ブルドン管型圧力計は含まない)又は水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器」</p>	<p>圧力測定器・圧力変換器の規制範囲およびその定義は国際輸出管理レジームの管理リストで示されている規定に準じています。ブルドン管圧力計など圧力測定法に基づく除外規定を独自に設けることは、それぞれの圧力測定法の定義が国際輸出管理レジームとの関係で明確となっておらず困難です。貴社製品が非該当である場合、コンプライアンスに沿った形で、貴社の内部手続きの合理化にて対応いただけるようお願いいたします。</p>
51	<p>告示案第2号ト(三)、ディスプレイに用いられる「位相差フィルム」について、 ①汎用的なフィルムも含まれるおそれがあるため、位相差フィルムの定義として次のAとBのいずれか、あるいは両方を加えるべき。 A) 量子ドットを利用したディスプレイ又は有機エレクトロルミネセンスディスプレイに用いられるもの B) 波長550nmにおける位相差値30nm以上のもの ②位相差フィルム以外の用途のもの設計又は製造に用いることができる技術は除くとの但し書きを加えるべき。</p>	<p>①については、ディスプレイの種類や位相差値にかかわらず位相差フィルムの設計又は製造に係る技術の提供について本措置の報告の対象とすることが必要と考えていることから、原案のとおりとさせていただきます。 また、②については、位相差フィルム以外の用途のもの設計又は製造に係る技術であっても、位相差フィルムの設計又は製造に不可欠な技術であれば、本措置の報告の対象となります。</p>
52	<p>1の項 運用通達解釈「火薬類」 【意見】 懸念性の極めて小さい医薬品又は治験薬の個人使用のための個別包装されたものの規制除外を歓迎いたします。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
53	<p>3の2の項 【意見】 意見公募の趣旨・目的・背景にあるように「高裁判決の内容を踏まえた改正」を行うことを歓迎します。貨物等省令上の「殺菌」をより適切な用語である「消毒」とし、「解釈」でも「滅菌」と「消毒」を(2023年度のパブリックコメントでも意見を提出しましたが)AGにそって、別々に規定して明確になり、わかりやすさの観点からも大いに前進したものと考えます。 この改正を踏まえ、関連Q&amp;Aの見直しも早急をお願いいたします。</p>	<p>関連Q&amp;Aについては、パブリックコメントのご意見も踏まえなるべく早急に公表させていただきます。</p>
54	<p>5の項 輸出令別表第1の5の項(20) 【意見】 ① 輸出令別表第1の5の項(20)について、「複数の元素」の表現ぶりを規制要件の明確化の為、「5種類以上」に修正いただきたい。  ほぼ等しい割合の<b>5種類以上</b>の元素で構成された合金の粉又は耐火性のある金属の粉(2及び4の項の中欄に掲げるものを除く。)若しくはその合金の粉(2及び4の項の中欄並びに(5)に掲げるものを除く。)  ② 現行の改正案では、本規制の判断根拠として最も重要な「複数の元素」の数、種類や濃度が通達に規定されており、規制内容が非常に分かりづらく複雑です。このため、これを解消するため、判断根拠として最も重要な「高エントロピー合金」の定義を通達ではなく、省令に直接規定することが望ましいと思います。具体的には、以下のような省令の規定ぶりに修正いただきたい。  (一) 高エントロピー合金( (三) に掲げる5つ以上の主要な金属元素を含み、それぞれの原子濃度が5%から35%までの範囲内であるものをいう。) (二) 耐火性のある金属又はその合金 (三) アルミニウム、チタン、バナジウム、クロム、マンガン、鉄、コバルト、ニッケル、銅、ジルコニウム、ニオブ、モリブデン、ハフニウム、タンタル、タングステン  【理由】 自社の貨物に係る項番を別表第1でスクリーニングする手順を行う企業において、「ほぼ等しい割合の複数の元素」という規定では幅広い合金が政令上で該当してしまいます。例えば、一般的な合金である真鍮(銅60%・亜鉛4</p>	<p>①について 輸出令別表第1の5の項の柱書は「次に掲げる貨物であつて、<u>経済産業省令で定める仕様のもの</u>」と規定しており、輸出令の委任を受けた貨物等省令第4条第十七号で輸出令別表第1の5の項(20)の仕様が定められていることから、規制対象範囲は明確になっているものと存じますが、頂いたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。  ②について 貨物マトリクス表には政令、省令、運用通達における解釈がまとめて示されておりますので是非ご活用ください。</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方						
	<p>0%の2種類の元素で構成)や、電気工事用の(錫60%・鉛40%や錫42%・ビスマス58%等の2種類程度の元素で構成)も政令上で規制対象になるかと思えます。</p> <p>特に規制法においては、規制対象範囲を明確にすることは基本となりますので、「複数の」という抽象的な表現を「5種類以上の」という具体的な表現ぶりに修正することで、規制対象範囲が明確になり、わかりやすさの観点で担保されるとともに、産業界における輸出業務の負担軽減にもつながるものと考えます。</p>							
55	<p>5の項 貨物等省令第4条第十七号</p> <p><b>【意見】</b> 規定内容の明確化の為、柱書きを次のように修正する。</p> <p>十七 次に掲げる合金又は金属の粉であつて、表面が接種剤でコーティングされているもの(第七号に該当するものを除く。)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>十七 <u>次の(一)又は(二)に掲げる合金の粉</u>又は金属の粉であつて、表面が接種剤でコーティングされているもの(第七号に該当するものを除く。)</p> <p><b>【理由】</b> 「次に掲げる」の指すものを、より具体的に記述することでわかりやすくなるものと考えます。 また、この柱書きは「合金」又は「金属の粉」が対象であると誤解しますので、政令の規定に倣い、規制対象が「合金の粉」であることを明確にすることが必要であると思えます。</p>	ご指摘を踏まえ、修正いたします。						
56	<p>5の項 貨物等省令第4条第十七号と運用通達解釈「耐火性を有する金属又はその合金」</p> <p><b>【意見】</b> 新設された貨物等省令第4条第十七号(二)の規定ぶりと、運用通達用語の解釈「耐火性を有する金属又はその合金」の見出しが一致していないので統一する必要があると考えます。</p> <p>貨物等省令第4条第十七号(二) 耐火性の<u>ある</u>金属又はその合金 運用通達 耐火性を<u>有する</u>金属又はその合金</p> <p><b>【理由】</b> 表現を一致させることで無用な混乱を防ぐためです。</p>	ご指摘を踏まえ、運用通達を修正いたします。						
57	<p>5の項 運用通達解釈「高エントロピー合金」</p> <p><b>【意見】</b> 上記(1)の意見とは異なる趣旨として、現行案の解釈の表記について、次のような修正が必要かと思えます。</p> <table border="1" data-bbox="189 1507 1282 1671"> <tr> <td data-bbox="189 1507 557 1671">高エントロピー合金</td> <td data-bbox="557 1507 926 1671">以下に掲げる5つ以上の主要な金属元素を含み、・・・である合金をいう。 アルミニウム、・・・、タングステン</td> <td data-bbox="926 1507 1282 1671"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" data-bbox="189 1768 1282 1869"> <tr> <td data-bbox="189 1768 557 1869">高エントロピー合金</td> <td data-bbox="557 1768 926 1869">以下に掲げる5つ以上の主要な金属元素を含み、・・・である合金をいう。 アルミニウム、・・・、タングステン</td> <td data-bbox="926 1768 1282 1869"></td> </tr> </table> <p><b>【理由】</b></p>	高エントロピー合金	以下に掲げる5つ以上の主要な金属元素を含み、・・・である合金をいう。 アルミニウム、・・・、タングステン		高エントロピー合金	以下に掲げる5つ以上の主要な金属元素を含み、・・・である合金をいう。 アルミニウム、・・・、タングステン		ご指摘を踏まえ修正いたします。
高エントロピー合金	以下に掲げる5つ以上の主要な金属元素を含み、・・・である合金をいう。 アルミニウム、・・・、タングステン							
高エントロピー合金	以下に掲げる5つ以上の主要な金属元素を含み、・・・である合金をいう。 アルミニウム、・・・、タングステン							

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>運用通達1-1(7)(イ)の「・・・、「解釈」の欄にしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、・・・それぞれ左欄に掲げるものを含み、・・・」となっています。改正案は「高エントロピー合金」の定義を示しておりますので左欄に規定するものではないと考えます。</p>	
58	<p>7の項 輸出令別表第1の7の項(10の2)</p> <p><b>【意見】</b> 輸出令別表第1の7の項(10の2)の「組立品」を「電子組立品」に変更いただきたい。 (10の2) フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、<b>電子組立品</b>又は装置</p> <p><b>【理由】</b> 運用通達の解釈において、「組立品」と「電子組立品」は次のとおり各々の解釈があり、それぞれ区別して扱われています。 ・組立品：複数の回路素子、個別部品又は集積回路を特定の機能を行うように相互に接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが可能なものをいう。 ・電子組立品：複数の回路素子、個別部品又は集積回路等の電子部品を特定の機能を行うように相互に接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが可能なものをいう。</p> <p>今回の政令の改正案に対応する貨物等省令第6条第十号の二において「電子組立品」と規定されており、運用通達の「ユーザー構成可能」の解釈においても「電子組立品」とあることから、これらと表現ぶりを統一することで、規制内容を明確にすべきと思われます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、運用通達における「組立品」の定義を削除いたします。</p>
59	<p>7の項 貨物等省令第6条第一号ヨ</p> <p><b>【意見】</b> 本規制は、「集積回路」のTPP値が6,000以上のものが規制対象という趣旨かと思えます。他方で、現行案は、「デジタルプロセッサユニット」のTPP値が6,000以上のものとなっておりますので、次のように修正いただきたい。 (修正案) 1つ以上のデジタルプロセッサユニットを有するものであって合計処理性能(TPP)が6,000以上のもの</p> <p><b>【理由】</b> 規制対象範囲の明確化のため。</p>	<p>ご指摘の通り修正いたします(No.13参照)。</p>
60	<p>7の項 運用通達解釈「合計処理性能(TPP)」</p> <p><b>【意見】</b> 「たとえば、TPPの閾値6,000は、8ビットで750テラ整数演算(または2 x 375 MacTOPS)または16ビットで<b>300</b>テラFLOPS(または2 x 150 MacTOPS)で達成できる。」</p> <p>について、以下が正確ではないでしょうか。</p> <p>「たとえば、TPPの閾値6,000は、8ビットで750テラ整数演算(または2 x 375 MacTOPS)または16ビットで<b>375</b>テラFLOPS(または2 x 187.5 MacTOPS)で達成できる。」</p> <p><b>【理由】</b> TPPは解釈の先頭で「2×MacTOPS×演算のビット長」と定義されていますので、TPPの閾値6,000の表現を「8ビットで750テラ整数演算(または2 x 375 MacTOPS)」で表しても以下のとおり双方ともにTPPが6,000となりますので問題はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8bitで750テラ整数演算 ⇒ 8×750=6,000</li> <li>・8bitで2×375MacTOPS ⇒ 8×2×375=6,000</li> </ul>	<p>ご指摘の通り修正いたします。</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>他方で、「16ビットで300テラFLOPS（または2 x 150 MacTOPS）」の表現は以下のとおり6,000を達成することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・16bitで300テラFLOPS ⇒ 16×300=4,800</li> <li>・16bitで2×150MacTOPS ⇒ 16×2×150=4,800</li> </ul> <p>したがって、以下のとおりとする必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・16bitで375テラFLOPS ⇒ 16×375=6,000</li> <li>・16bitで2×187.5MacTOPS ⇒ 16×2×187.5=6,000</li> </ul>	
61	<p>7の項 運用通達解釈「上限三デシベル周波数」</p> <p><b>【意見】</b> 運用通達の「上限三デシベル周波数」の解釈中において「可変帯域幅ウィンドウ」の定義が以下のように設けられています。</p> <p>(パブコメ案) サンプリングオシロスコープの仕様の3デシベル帯域幅又は可変帯域幅ウィンドウ <u>(使用者が定義可能な中心周波数又はスパンを持つバンドパスフィルターをいう。)</u> の周波数範囲の最大上限値のうち大きい方をいう。</p> <p>この「使用者が定義可能な中心周波数又はスパンを持つバンドパスフィルターをいう。」とは、「使用者が中心周波数、スパン又はその双方を定義することができるバンドパスフィルター」を意味していると理解してよろしいでしょうか。</p> <p><b>【理由】</b> より正確に理解するために確認させていただきたくお願いします。</p>	ご理解のとおりです。
62	<p>7の項 貨物等省令第6条第十号の二-1</p> <p><b>【意見】</b> (輸出令別表第1の7の項(10の2)) 貨物等省令第6条第十号の二を、規制される貨物自体が「ユーザー構成可能」なものであることを明確に読み取れるよう次のように変更いただきたい。</p> <p>十の二 フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、電子組立品又は装置であって、次の (一) 及び (二) に該当するもの (一) 一つ以上のフィールドプログラマブルロジックデバイスがユーザー構成可能な状態であるもの (二) 集計ルックアップテーブル入力数が1,800,000以上であるもの</p> <p>貨物等省令第6条第十号の二の規定ぶりでは、FPLDが組み込まれた状態で「ユーザー構成可能」であるかどうかは必ずしも明確ではないかと思えます。規制される貨物が次の二通りに読めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組み込まれているFPLDは「ユーザー構成可能」なものであるが、輸出貨物に組み込まれた状態では、FPLDは「ユーザー構成可能」でないものも規制される。</li> <li>・輸出貨物の状態で、組み込まれたFPLDの「ユーザー構成可能」なものが規制される。</li> </ul> <p>後者が規制対象ではないかと思えますが、前者である場合、「装置」が規制されていることから自動車やデータセンターの様な何重にも組み込まれた貨物が規制されることとなり、運用が困難となるためです。</p> <p>このように、想像しなければならない書きぶりであるため、明確に読み取れるよう変更をお願いしたい。</p>	頂いたご意見を踏まえ、通達を修正いたします (No. 41ご参照。) そのため、省令は原案のとおりとさせていただきますが、ご理解のとおり、後者のものが管理対象となります。輸出貨物に組み込まれた状態で、FPLDが、特定の機能を実行するために固定されているのであれば、「ユーザー構成可能」といえないため、管理対象とならないと考えられます。
63	<p>7の項 貨物等省令第6条第十号の二-2</p> <p><b>【意見】</b> 該非判定の対象の貨物が7の項(10の2)、<b>貨物等省令第6条第十号の二</b>に該当する性能を持つモジュール等であっても、その貨物が他のある貨物(親貨物)用に専用設計された部分品である場合は、当該親貨物の規定で判定すれば良い</p>	ご意見を踏まえ、通達を修正いたしました。No. 41をご参照ください。

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>との理解で正しいでしょうか。</p> <p><b>【理由】</b> 運用通達には、「輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの」の解釈として：</p> <p>「貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二までに該当するものであって輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するよう特別に設計したもの又はこれと同じ機能特性のものは、輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。」</p> <p>及び</p> <p>「貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二までに該当するものであって、他の貨物（輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物を除く。）に使用するよう設計したものを除く。」</p> <p>と記載されていることから、親貨物用に専用設計された部分品は、7の項(10の2)、貨物等省令第6条第十号の二に該当する性能であっても当該親貨物の規定で判定すれば良いということを明らかにしたい。</p>	
64	<p>7の項 貨物等省令第6条第十号の二-3</p> <p><b>【意見】</b> 「ユーザー構成可能」の対象から、メーカー指定の構成済み論理回路を書き込む場合、初期化する場合、入出力回路情報など技術情報の不開示により有効に機能する論理回路を構成出来ない場合、書き換えに必要なコネクタの不在、ピンアサインの不開示により書き換えが出来ない場合を除外するよう文言の修正をお願いします。</p> <p>(現行案) 「モジュール、電子組立品又は装置であって、一つ以上のユーザー構成可能なフィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだ、集計ルックアップテーブル入力数が一、八〇〇、〇〇〇以上であるもの」</p> <p>(修正案) 「モジュール、電子組立品又は装置であって、一つ以上のユーザー構成可能かつ設計に必要な技術情報が開示されたフィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだ、集計ルックアップテーブル入力数が一、八〇〇、〇〇〇以上であるもの」</p> <p><b>【理由】</b> フィールドプログラマブルロジックデバイスをユーザーが構成して使用するには、 ① ユーザー接続できる場所に書き換え用のコネクタが存在し、 ② 書き換え用のコネクタピンアサインが公開され、 ③ フィールドプログラマブルロジックデバイスに接続される入出力インターフェイス（IF）の設計情報が公開されていること、 が必要です。「ユーザー構成可能かつ設計に必要な技術情報が開示された」と記載することでこれら必要条件が満たされた、ユーザー独自の機能を組み込んで有効利用できるフィールドプログラマブルロジックデバイスのモジュール、電子組立品又は装置のみが規制対象であることが明確になります。</p> <p>一方で、上記3要件のうち1つでも満たさないものがあれば「ユーザー構成可能」ではないと考えます。 コネクタが存在しない場合書き換えはできず、コネクタが存在してもピンアサインが公開されていなければ正しく構成データを書き込むことはできません。ピンアサインが公開されていても入出力IFの情報が無ければ意味のあるロジック構成を書き込むことはできません。 消去や無意味なロジック構成の書き込みは可能かもしれませんが有効に活用することは出来ないため、この場合も「ユーザー構成可能」ではないとして問題はないと考えます。 また単なるファームウェアの更新のようにメーカー指定の論理回路を書き込むだけの作業を「ユーザー構成」の範囲から外しても他の目的に転用されるおそれはないと考えます。</p>	機能として変更可能であるかどうかで判断すべきことから、原案が適切と考えますが、頂いたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
65	<p>7の項 貨物等省令第6条第十号の二-4</p> <p><b>【意見】</b> 「ユーザー構成可能なFPLDを組み込んだモジュール、電子組立品又は装置」に相当するか否かの判断にあたり、当該FPLDの構成または変更方法が、メーカー等から仕様書、データシート、ユーザーガイド等の形で開示されていることが前提となると理解していますが、この理解は正しいでしょうか。 また、当該情報が開示されておらず、ユーザーがロジックセルや相互接続の構成・変更を行う手段を持たない場合には、「ユーザー構成可能」とはみなされないと考えてよいでしょうか。</p> <p><b>【理由】</b> 規制対象の明確化と誤認防止の観点から重要と考えており、確認させてください。</p>	<p>ご理解の通りです。また、ご指摘の前提においては、FPLDのロジック構造内のロジックセルやロジックセル間の相互接続を構成又は変更が可能でないものは、「ユーザー構成可能」とはいえませんが、</p>
66	<p>7の項 貨物等省令第6条第十号の二-5</p> <p><b>【意見】</b> FPLDを組み込んだ貨物において、当該貨物にあらかじめ内蔵されたメーカー提供のプログラム（ユーザーは編集できない）をFPLDにダウンロードすることによって当該貨物の機能を実現する貨物があります。 そのような場合は、省令の「ユーザー構成可能」には該当しないと判断して良いでしょうか。</p> <p><b>【理由】</b> メーカーから提供され、あらかじめ当該FPLDにおいて特定の機能を実行するように固定されている（すなわち、ICメモリまたは補助的な不揮発性ボード・メモリにプログラムされ格納されている）プログラムであれば、運用通達「ユーザー構成可能」の解釈にある「FPLD（フィールドプログラマブルロジックデバイス）のロジック構造内のロジックセルやロジックセル間の相互接続を構成または変更できること」にはあたらないことを確認したい。 ユーザーがプログラム内容の変更を行うことができないにもかかわらず「ユーザー構成可能」とされるならば、FPLDを搭載する汎用的な工業製品の多くが規制対象となり、現場の混乱を招くとともに、輸出管理の実効性を損なうリスクがあります。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>
67	<p>7の項 運用通達解釈「貨物等省令第6条第二十二号及び第二十三号中の基板を含む材料」</p> <p><b>【意見】</b> 「貨物等省令第6条第二十二号及び第二十三号中の基板を含む材料」の解釈を以下のように修正する。</p> <p>（改正案） 少なくとも一層のエピタキシャル層がある場合は、貨物等省令第六条第十八号又は第二十四号の規定に基づいて判定するものとする。</p> <p>（修正案） 少なくとも一層のエピタキシャル層がある場合は、貨物等省令第六条第十八号及び第二十四号の規定に基づいて判定するものとする。</p> <p><b>【理由】</b> 貨物等省令第6条第十八号と第二十四号は、省令の内容が重複していて、除外規定によって第十八号が優先することが分かる条文になっております。 第二十四号で判定した場合は、第十八号に該当していないことも確認すると思いますが、一方、第十八号で判定した場合、非該当の判定結果を以てそこで判定を止める人がいないかと考えます。 このため、「又は」を「及び」に変えることを提案させていただきます。</p>	<p>「及び」にすると、第十八号と第二十四号のいずれにも該当の場合のみが該当との誤解を招く可能性があるため、改正案のとおり「又は」のままさせていただきます。</p>
68	<p>7の項 運用通達解釈「貨物等省令第6条第二十二号及び第二十三号中の基板を含む材料」</p> <p><b>【意見】</b> 「貨物等省令第6条第二十二号及び第二十三号中の基板を含む材料」の解釈について、以下のように確認する。</p>	<p>当該改正案は国際輸出管理レジームの合意等を踏まえたものであり、改正案のとおりさせていただきます。</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方				
	<p>今回の改正案では、少なくとも一層のエピタキシャル層を有する場合、第十八号及び第二十四号を参照して判定することが規定されておりますが、エピタキシャル層の関係規定として、第十八号の二の規定もあります。</p> <p>第十八号及び第二十四号には該当しないが、第十八号の二の規定に該当する場合には同号の規定に基づいて判定するという理解でよろしいでしょうか。その理解が正しい場合、Q&amp;A等で明示して頂きたいと思ます。（用途が大きく異なるため、判定項番が片方に決まるのではと推察し、確認を提案する次第です）</p> <p>（改正案） 少なくとも一層のエピタキシャル層がある場合は、貨物等省令第六条第十八号又は第二十四号の規定に基づいて判定するものとする。</p> <p>【理由】 該非判定の判定項目を正確に理解するために確認するものです。</p>					
69	<p>13の項 運用通達解釈 「貨物等省令第12条第十一号から第二十号までの試験装置、検査装置、製造用の装置」</p> <p>【意見】 ①解釈の表記を次のようにする。 ・「解釈を要する語」に政令の規定に倣い、「測定装置」を追加する。 ・「含む」規定なので、「左欄」に記載する。</p> <table border="1" data-bbox="189 888 1282 989"> <tr> <td>貨物等省令第12条第十一号から第二十号までの試験装置、検査装置、製造用の装置</td> <td>航空機用、航空転用、産業用又は船舶用のガスタービンエンジンに適用されるものを含む。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" data-bbox="189 1087 1282 1220"> <tr> <td>貨物等省令第12条第十一号から第二十号までの試験装置、<b>測定装置</b>、検査装置、製造用の装置</td> <td>航空機用、航空転用、産業用又は船舶用のガスタービンエンジンに適用されるものを含む。</td> </tr> </table> <p>② 航空転用（WAでは' aero-derivative' ）ガスタービンは、航空機用ガスタービンに所要の変更を行って発電用（産業用）や船舶用ガスタービンとしたものと解されます。本通達案では、航空転用とは別に、産業用及び船舶用が併記されていますが、これらは産業用及び船舶用に設計されたガスタービンであって、航空転用ガスタービンとは異なるものとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>【理由】 ① 貨物等省令第12条第十一号から第二十号は、輸出令別表第1の13の項(5)に該当しますが、13の項(5)は、「(1)から(4)まで若しくは15の項(10)に掲げるものの試験装置、測定装置、検査装置、製造用の装置若しくは工具又はこれらの部分品」となっています。 したがって、本件解釈も次の通りにすべきではないでしょうか。 「貨物等省令第12条第十一号から第二十号までの試験装置、<b>測定装置</b>、検査装置、製造用の装置」</p> <p>② 確認のためです。</p>	貨物等省令第12条第十一号から第二十号までの試験装置、検査装置、製造用の装置	航空機用、航空転用、産業用又は船舶用のガスタービンエンジンに適用されるものを含む。	貨物等省令第12条第十一号から第二十号までの試験装置、 <b>測定装置</b> 、検査装置、製造用の装置	航空機用、航空転用、産業用又は船舶用のガスタービンエンジンに適用されるものを含む。	<p>①「含む」規定については、修正いたします。なお、「測定装置」を追加する点については、国際輸出管理レジームの合意等では「測定装置」が含まれていないことから原案のとおりとさせていただき、当該箇所の対応については今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>②産業用や船舶用ガスタービンには航空機用ガスタービンに所要の変更を行ったものもありますが、それに限定されないため、現在の改正案のとおりとなります。</p>
貨物等省令第12条第十一号から第二十号までの試験装置、検査装置、製造用の装置	航空機用、航空転用、産業用又は船舶用のガスタービンエンジンに適用されるものを含む。					
貨物等省令第12条第十一号から第二十号までの試験装置、 <b>測定装置</b> 、検査装置、製造用の装置	航空機用、航空転用、産業用又は船舶用のガスタービンエンジンに適用されるものを含む。					
70	<p>貿易外省令 貿易外省令第9条第2項第十四号ニ（三）</p> <p>【意見】 記録媒体の破損に伴うプログラムの提供が“特例”として新設されること自体は、申請者の負担軽減を図るものということで歓迎します。 「記録媒体が破損し修理できない場合」という条件がありますが、この判断は記録媒体の輸出者が行うという理解でよいでしょうか。</p>	<p>「記録媒体が破損し修理できない場合」については原則輸出者にて責任を持って判断してください。特例を適用した場合には、法令に従って記録の保存をお願いします。また、「破損」の責任は、輸出者側・需要者側いずれにあってても適用可能とご理解ください。</p>				

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>また、「破損」の責任は、相手側にあっても適用できるのでしょうか。</p> <p><b>【理由】</b>            貨物の修理特例では、修理できない場合として「1対1」の交換も含むという解釈もあります。この場合は、輸出者が修理不可と判断しています。新設される特例も、従来の修理特例と同様に「輸出者」が判断することにしていただきたい。            また、現地の責任や一定期間使用した後に破損した場合、新たにプログラムを再提供する場合においても本特例を適用できるのでしょうか。            役務通達において、本特例の適用の要件を、運用通達にあるように価額の件も含めて（修理特例においては「当該修理が無償か有償かを問わないとする。」とあります。）規定していただきたい。</p>	
71	<p>無償告示            二号11-1</p> <p><b>【意見】</b>            無償告示の二号11に「輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物」とありますが、防衛大臣が行う行為であるため、自衛隊で使用している「武器」以外も対象とし、「輸出令別表第一の一の項から十五の項の中欄に掲げる貨物」としていただくとともに、該非判定を省略してはかかでしょうか。</p> <p><b>【理由】</b>            防衛大臣が行う返送について、「1の項であれば特例だが、他の項番に該当であれば許可」とする必要はないと考えます。同時に、項番に限らず特例が使えるのであれば、該非判定は不要と考えます。            運用通達の4-1-2(5)(ワ)で、「防衛大臣」には、防衛大臣の委託を受けたものを含む。」とありますので、委託を受けた民間企業もこの特例を適用するにあたり、負担軽減ができるようにしていただきたいと考えます。</p>	<p>いただいたご意見は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
72	<p>無償告示            二号11-2</p> <p><b>【意見】</b>            防衛大臣が行う1の項貨物の修理のための返送については許可不要の特例に、また、輸出者には「防衛大臣の委託を受けた者を含む」こととなり、輸出手続きの効率化に大いに寄与するものと歓迎いたします。そのうえで、実務上の手続きについて要望をいたします。</p> <p>①委託の事実を示す証拠が必要と考えますが、全件、書面による依頼書とするのも大変なので、メールによるものも認めていただけないでしょうか。            ②委託について、装備品の納入契約や維持・修理契約を防衛省と締結している場合、返送1件ごとに委託を証する文書を作成せず、当該契約書が委託の事実を証するものとして認めていただけないでしょうか。            ③装備品について、防衛省⇒プライム⇒ベンダーといった階層構造から、修理品の輸出はベンダーが行うことが考えられます。この場合、委託を証する文書などは、防衛省・プライム間とプライム・ベンダー間の文書があればよろしいでしょうか。また、防衛省・プライム間の文書に、ベンダーからの輸出を指示している場合は、防衛省・プライム間の文書だけでよろしいでしょうか。            ④当該修理品について、防衛省に納入済みの貨物のみが対象でしょうか。防衛省に納入前のものであっても、防衛省から委託を受ければ、特例が使えるのでしょうか。特別返品等包括許可を取得している場合、納入前の貨物は特別返品等包括許可の対象と考えていましたが、本特例と特別返品等包括許可の使い分けの観点からも確認したく。            ⑤通関の実務においては、輸出許可申請にあたって特例の使用を明示すればよろしいでしょうか。</p> <p><b>【理由】</b>            確認のためです。</p>	<p>①②③⑤ 特例対象になること（許可不要であること）の疎明資料については、他の特例の場合と同様に、外為法に基づく様式等はありませんので、輸出者において適切に疎明いただくようお願いします。なお、防衛大臣から直接委託を受けていない者は特例の対象にはならないところ、明確化の観点からQ&amp;A等にて解釈を示す予定です。            ④整理の上、Q&amp;A等にて解釈を示す予定です。</p>
73	<p>運用通達（解釈以外）            4-1-2(5)(ワ)</p> <p><u>（ワ）同告示第二号11に規定する「防衛大臣」には、防衛大臣の委託を受けた者を含むものとする。「修理」とは、貨物の仕様を本邦からの輸出の時から変更しない修理をいい、1対1の交換を含むものとする。また、当該修理が無償か有償かを問わないものとする。</u></p>	<p>いただいたご意見は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p><b>【意見】</b>  特例適用の輸出者の解釈について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「防衛大臣」に、委託を受けた者を含むとの解釈を示して頂いたことは、取引の実情に配慮いただいた適切な外延を示して頂いており、感謝いたします。そもそも「防衛大臣」は、自らすべての行為を行うわけではなく、行為の一部を第三者に委託して行う場合があります。その際には、第三者に一定の制約を課した上で、その行為の委託をしており、本件のみならず、外為法上防衛大臣に認められる特例（例えば貿易外省令9条に基づき防衛大臣に認められる特例）についても、委託を受けた者を含むとの解釈を示して頂きたい。</li> <li>・同様に、同告示第二号9として新たに追加された内閣総理大臣又は外務大臣に認められることとなった特例（遺棄化学兵器関連）についても、内閣総理大臣又は外務大臣がその行為の一部を第三者に委託して行う場合があり、同様に委託を受けた者を含むとの解釈を示して頂きたい。</li> </ul>	
74	<p>運用通達（解釈以外）  4-1-2（5）（ワ）</p> <p><b>【意見・理由】</b>  4-1-2（5）（ワ）に、「防衛大臣の委託を受けた者を含む」とあります。貨物では、段階的に複数のメーカーで組み立てられる場合があり、対象となる「本邦に輸出された輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（附属品又は部分品）」を取り出すためには、複数のメーカーを介する必要がある場合があります。最終的に取り出したメーカーが、その輸出国に輸出すると考えられます。</p> <p>① この場合、最終的に取り出したメーカーも「委託を受けた者」として、特例の対象としていただき、条文も「直接、間接を問わず委託を受けた者」などに修正頂けないでしょうか。</p> <p>② 防衛省に関する貨物の場合、最終的に取り出したメーカーには、防衛大臣の委託を受けた事は自明ですが、例えば、防衛省との関係が判るように、注文等の書類を経路が判るように保管する必要はあるのでしょうか。</p>	No. 72に対する回答をご参照ください。
75	<p>包括許可取扱要領  別表A 産業用銃  （輸出令別表第1の項(1)銃砲/運用通達解釈口も関連）</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 1の項(1)の銃砲に関する運用通達解釈中に「リベット銃」がありますが、リベットガン、リベッターとも呼ばれるリベット銃はその名称に関わらず、必ずしも「リベット」を発射するものではありません。例えば、航空機製造に使用されるブラインドリベット用のリベットガンは、発射機構を備えておらず、殺傷能力はありません。このように発射機構を備えておらず殺傷能力がないものは「産業用銃」の対象ではないとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>② ①の理解が正しい場合、「リベット銃」の同様の規定は輸出令別表第1の1の項においても該非判定上の混乱を避けるため、「産業用銃」の範囲について、例えば、次のように明確にすることを提案します。「<b>銃砲刀剣類所持等取締法施行令で規制されるものに限る</b>」</p> <p><b>【理由】</b>  1の項(1)の銃砲に関する運用通達解釈口は次の通り。  「救命銃（携行式の救命銃であって、爆発物又は通信回路を含まず、かつ、射程距離が500メートル以下のものとして設計されたものを除く。）、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃」</p> <p>産業用銃については、WA MLでは規制されていません。また、当該通達の根拠は明示されていないものの、銃砲刀剣類所持等取締法等（以下、銃刀法等と呼ぶ）に関連する記述があることから、当該法令を根拠にしているのではないかと推測します。したがって、1の項の運用通達解釈「銃砲」についても、銃刀法等に基づく貨物のみを規制することとすれば、当該貨物の銃刀法等における許可の要否から該非判定が明確になるものと考えます。</p> <p><b>【参考】</b>  銃砲刀剣類所持等取締法（銃刀法）：</p> <p>第2条（定義）  この法律において「銃砲」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>一 装薬銃砲（拳銃、小銃、機関銃、猟銃その他火薬を使用して金属性弾丸を発射する機能を有する銃又は砲のうち、内閣府令で定めるところにより測定した金属性弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。第3条の4及び第31条の3第2項第1号において同じ。）</p>	<p>①運用通達の規定のとおり、「救命銃（携行式の救命銃であって、爆発物又は通信回路を含まず、かつ、射程距離が500メートル以下のものとして設計されたものを除く。）、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃」が、輸出令別表第一の1項（1）の「銃砲」に含まれるとご理解ください。また、「次のいずれかに該当するものを含む。」とあるとおり、イ・ロ・ハに該当しなくとも、「銃砲」であれば広く該当となりますので、ご留意ください。</p> <p>②いただいたご意見は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>二 空気銃（圧縮した気体を使用して金属性弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した金属性弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ。）</p> <p>三 電磁石銃（電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した金属性弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。第31条の3第2項第2号において同じ。）</p> <p>第4条（許可） 次の各号のいずれかに該当する者は、所持しようとする銃砲等又は刀剣類ごとに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>二 人命救助、動物麻酔、と殺又は漁業、建設業その他の産業の用途に供するため、それぞれ、救命索発射銃若しくは救命用信号銃、麻酔銃、と殺銃又は捕鯨砲、もり銃若しくは捕鯨用標識銃、建設用びよう打銃若しくは建設用綱索発射銃その他の産業の用途に供するため必要な銃砲で政令で定めるものを所持しようとする者</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第四条 法第四条第一項第二号の政令で定める銃砲は、捕鯨砲、もり銃若しくは捕鯨用標識銃、建設用びよう打銃若しくは建設用綱索発射銃又は銃さい破砕銃とする。</p>	
76	<p>貨物等省令第6条一号トについての解釈（運用通達）</p> <p>【該当箇所】 合計処理性能（TPP）：2 x Mac TOPS x 演算のビット長であり、集積回路上のすべてのプロセッサユニットにわたって集計される。Mac TOPSは、積和演算（<math>D=A \times B + C</math>）における理論的なピーク値で、毎秒テラ（1012）オペレーションの数を示す。2は、データシートの目的のために、積和演算<math>D=A \times B + C</math>を2つのオペレーションとしてカウントする業界の慣習に基づいている。したがって、2 x Mac TOPSは、データシートに報告されるTOPSまたはFLOPSに対応する場合がある。演算のビット長は、乗算器操作の入力の最大ビット長となる。集積回路上の各処理ユニットの「TPP」の合計は、「TPP」= <math>TPP1 + TPP2 + \dots + TPPn</math>（ここでnは集積回路上の処理ユニットの数）。</p> <p>Mac TOPSのレートは、理論的に可能な最大値で算出される。集積回路のマニュアルやパンフレットで製造者が主張する最高値と仮定される。たとえば、TPPの閾値6,000は、8ビットで750テラ整数演算（または2 x 375 Mac TOPS）または16ビットで300テラFLOPS（または2 x 150 Mac TOPS）で達成できる。集積回路が異なるTPP値を達成する複数のビット長を持つMAC演算として設計されている場合、最大のTPP値を貨物等省令第6条第一号ヨ中の集積回路のパラメータに対して評価する必要がある。</p> <p>疎行列と密行列の両方の処理を提供する場合、合計処理性能（TPP）値は、密行列の処理の性能実力値とする。（例えば、スパース性を利用した高速化演算処理は行わないものとする。）</p> <p>【意見内容】 たとえば、TPPの閾値6,000は、8ビットで750テラ整数演算（または2 x 375 Mac TOPS）または16ビットで300テラFLOPS（または2 x 150 Mac TOPS）とあるが、赤い字の部分はTPP値4,800の間違いではありませんか？</p> <p>【理由】 該非の判断が大きく変わるので確認させていただきたい。</p>	ご指摘の通り修正いたします。
77	<p>【該当箇所】 貨物等省令第6条十号の二 モジュール、電子組立品又は装置であって、一つ以上のユーザー構成可能なフィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだ、集計ルックアップテーブル入力数が一、八〇〇、〇〇〇以上であるもの</p> <p>ユーザー構成可能：貨物等省令第6条第十号の二に掲げるモジュール、電子組立品又は装置が実行する特定の機能を設定するために、ユーザーがFPLD（フィールドプログラマブルロジックデバイス）のロジック構造内のロジックセルやロジックセル間の相互接続を構成または変更できることを意味する。</p> <p>【意見内容】 1) 「集計ルックアップテーブルの入力数」の「集計」の範囲を、明確にしてほしい。</p>	<p>1) No. 16、39をご参照ください。</p> <p>2) 当該前提においては、FPLDに対してプログラム等を書き込み、装置に組み込む装置の製造者となります。なお、完成した装置を使用するユーザーであっても、当該ユーザーがFPLDに対してプログラム等を書き込むことが可能な場合は、ユーザー構成可能と解釈されます。</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>2) フィールドプログラマブルロジックデバイス（以下FPLDと略す）を組み込んだ装置における「ユーザー構成可能な」にあるユーザーとは、FPLDをプログラム等を書き込んで、装置に組み込む、装置の設計製造者か或いは、完成した装置を使用するユーザーかどちらを指しますか？</p> <p><b>【理由】</b> FPGA単品ごとの集計なのか、モジュール、電子組立品または装置内で使っているFPGAすべての集計なのかの確認です。 該非の判断が大きく変わるので確認させていただきたい。</p>	
78	<p><b>【該当箇所】</b> 輸出令5項(20) /4条十七号 ほぼ等しい割合の複数の元素で構成された合金の粉又は耐火性のある金属の粉（二及び四の項の中欄に掲げるものを除く。）若しくはその合金の粉（二及び四の項の中欄並びに（五）に掲げるものを除く。）</p> <p><b>【意見内容】</b> 4条十七号 次に掲げる合金又は金属の粉であって、表面が接種剤でコーティングされているもの（第七号に該当するものを除く。） （一） 高エントロピー合金 （二） 耐火性のある金属又はその合金</p> <p>規制範囲は合金の粉、金属の粉であって、合金や金属の塊など粉でないものは含まれないとの理解で間違いはないでしょうか。</p> <p><b>【理由】</b> 4条十七号が合金のみとも読めてしまうので確認させてください。</p>	<p>ご理解の通りです。明確化の観点から貨物等省令4条十七号を修正いたします（No. 55参照）。</p>
79	<p><b>【該当箇所】</b> 貨物等省令第3条第十六号ハ 人造黒鉛であって、次のいずれかに該当するもの（ロケットのノズル又は再突入機の先端部に使用することができるものに限る。） （一） 略 （二） 熱分解黒鉛（ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。） （三） 繊維で強化した黒鉛（ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。）</p> <p><b>【意見内容】</b> ロケットや無人航空機を設計製造していない、一般の材料メーカーが人造黒鉛の熱分解黒鉛や繊維で強化した黒鉛を該非判定する場合、ロケットのノズル又は再突入機の先端部に使用することができるかどうかや、ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるかどうかについて、知見を持っていないのが一般的であり、判定に苦慮することになる。 一般的な技術者が判定できる書きぶりにしていただきたくお願いいたします。 例えば下記は一案です。</p> <p>（二） 熱分解黒鉛であって、ロケットのノズル又は再突入機の先端部に使用するよう専用設計したものでペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるよう専用設計したもの （三） 繊維で強化した黒鉛であって、ロケットのノズル又は再突入機の先端部に使用するよう専用設計したものでペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるよう専用設計したもの</p> <p><b>【理由】</b> 一般的な技術者が判定できるようにするため</p>	<p>今回の改正対象箇所ではありませんが、いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
80	<p>【該当箇所】 包括許可取扱要領について 別表7</p> <p>【意見内容】 下記が削除されています。</p> <p>(4) 特別返品等包括輸出・役務取引許可に係る貨物の輸出又は技術の提供の1月から6月までの実績を7月末日までに、また7月から12月までの実績を翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。</p> <p>しかし、VII 2(4)の特別返品等包括の実績報告では上記の報告の記載が削除されていませんが、上記実績報告は廃止と考えて良いでしょうか？</p> <p>【理由】 別表7(4)とVII 2(4)の特別返品等包括の実績報告に記載の齟齬が発生するため</p>	<p>ご指摘を踏まえ、VIII 2(4)を削除いたします。</p>
81	<p>告示案第2号トについて、ト(二)では「材料」の記載があるが、ト(一)には記載が無く、「量子ドット材料」の設計・製造技術を指すのか、ディスプレイの製造での「量子ドット層」の設計・製造技術を指すのか不明確になっており、材料の設計・製造技術を規制する意図であれば、「量子ドット材料の設計又は製造に係る技術」に修正すべき。</p>	<p>本告示における「量子ドット」は、量子効果を発現するサイズの半導体ナノ粒子を指すことを想定しており、告示の修正は不要と考えております。</p>
82	<p>大川原化工機冤罪事件で問題となった殺菌の部分の修正についてですが、しないよりは良いとは思いますが、遅すぎると思います。改正当時にしっかりと正しくレジームの趣旨と技術常識を理解し、正確に法文に落とし込むべきだったと思います。</p> <p>業界から出ていた当然な意見を全く聞き入れなかった上、その部分で起きた問題に対して企業を守るどころか、ガサ入れに同意するとは何事でしょうか。</p> <p>国内産業の発展を助けるべき経済産業省が、国内企業の発展を妨げた上、人命までも損なう事態となったのは非常に残念でなりません。</p> <p>昨今の世界情勢を鑑みると安全保障貿易管理は大事な仕事だとは思いますが、技術範囲を広ぐためによりに全部の技術に正確に対応することは確かに大変かとも思いますが、本来規制すべきものをきちんと正しく法文に落とし込み、無駄に規制の範囲を拡大せず、真面目に協力している輸出者に対して本来不要な過負荷な手間、心労をかけないようにしていただきたいと思ひます。</p>	<p>経済産業省としても、今回の事案は重く受け止めており、こうした事案が再度起こらないよう取り組むことが重要と考えております。</p> <p>とりわけ、外為法の規制内容が必ずしも明確でなかった点について反省すべき点があり、産業界や有識者の意見を聞きながら、規制内容の明確化を進めていくことが経済産業省の責務と考えております。</p>
83	<p>製造業においては、合金に含まれる組成比率を、原子%(atomic%)ではなく、質量%(mass%, weight%)で運用します。(製造現場では、原料の重量を計量して配合します)</p> <p>そのため、合金中における質量%→原子%へ換算するための計算方法が、明確に示されていないと、意図せず法令違反してしまうような事例が発生する恐れがあります。(各元素の質量%を原子量で割って、その合計量をもとに、原子%を計算し直す)</p>	<p>No. 26の回答のとおり、輸出令別表第1の5の項の解釈を要する語「高エントロピー合金」の解釈中の「原子濃度」は、原子%(atomic%)となります。合金中における質量%→原子%へ換算するための計算方法につきましては、一般的な計算手法で計算していただいて差し支えございません。</p>